

市民福祉委員会記録

○開催日時

平成30年9月7日 午前9時56分～午後2時06分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（6人）

副委員長	森 満 晃	委 員	杉 菌 道 朗
委 員	新 原 春 二	委 員	井 上 勝 博
委 員	瀬 尾 和 敬	委 員	持 原 秀 行

○欠席委員

委員長 福 田 俊一郎

○その他の議員

議 員	今塩屋 裕 一	議 員	落 口 久 光
議 員	帯 田 裕 達	議 員	松 澤 力

○説明のための出席者

市民福祉部長	上大迫 修	主幹兼予防グループ長	山 下 真 司
市民課長	瀬戸口 良 一	主幹兼甌島医療グループ長	鞘 脇 香
住民グループ長	田 中 耕太郎	保険年金課長	西 田 光 寛
環境課長	上 口 敬 子	障害・社会福祉課長	有 西 利 朗
生活環境グループ長	村 岡 実	高齢・介護福祉課長	遠 矢 一 星
川内クリーンセンター所長	原 暢 幸	保護課長	松 尾 和 俊
市民健康課長	檜 垣 淳 子	子育て支援課長	知 識 伸 一

○事務局職員

議事調査課長	砂 岳 隆 一	管理調査グループ員	堀之内 孝 充
--------	---------	-----------	---------

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第93号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	環 境 課 川内クリーンセンター
議案第93号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第98号 平成30年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正 予算 (所管事務調査)	市 民 課 市 民 健 康 課
議案第93号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	保 険 年 金 課 (税 務 課) (収 納 課) 障 害 ・ 社 会 福 祉 課
議案第88号 平成30年度薩摩川内市甌島敬老園等の指定管理者の指定について 議案第93号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	高 齢 ・ 介 護 福 祉 課
議案第93号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	保 護 課
議案第89号 薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例の制定について 議案第93号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	子 育 て 支 援 課

△開 会

○副委員長（森満 晃）ただいまから、市民福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森満 晃）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、副委員長において随時許可します。

△環境課及び川内クリーンセンターの審査

○副委員長（森満 晃）それでは、環境課及び川内クリーンセンターの審査を行います。

△議案第93号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○副委員長（森満 晃）まず、議案第93号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○環境課長（上口敬子）環境課より、初めに一般会計補正予算の歳出について説明いたします。

予算に関する説明書の35ページをお開きください。

4款1項8目環境衛生費、環境総務一般管理費120万4,000円の減は、人事異動に伴う人件費の調整でございます。

次に、36ページをお開きください。

2項6目し尿処理費、上甌投入施設管理費187万5,000円の増は、上甌地区にあります下水道課管理の中甌・中野浄化センター敷地内にございます当課が管理いたします、し尿等投入施設において経年劣化に伴うふぐあいが発生し、補修が必要となったため、メーター等の取りかえやタンクの修繕を行うものでございます。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸）それでは、川内クリーンセンター分の補正予算について御説明いたします。

予算に関する説明書の36ページをお開きくだ

さい。

4款2項5目ごみ処理費、説明欄の事項、最終処分場管理費で、工事請負費の増額をお願いするものです。

工事請負費の増額内容につきましては、第2回補正予算の概要、6ページになります。

中段（11）にありますとおり、現在、埋立廃棄物を掘削し場外搬出を行っている川内クリーンセンター最終処分場の埋立地表面の一部、約1,500平米に遮水シートを設置し、埋立地周辺部に設置してあります雨水排水溝を利用し、排水するための工事請負費の増額をお願いするものでございます。

○副委員長（森満 晃）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）最終処分場が出たわけですが、以前、最終処分場もかなり満杯になってきていると。その部分については、今、エコパークのほうに運んでいるということで、どのぐらい運ばれて、どういう状況になっているのかということをお聞かせください。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸）平成27年度からの実績でございますけれども、埋立地内の埋立廃棄物の搬出状況につきましては、平成27年度、2,100トン程度、それから平成28年度につきましては、5,400トン程度、それから平成29年度につきましては、まだちょっと決算等の審査はいただいておりませんが、実績といたしまして7,500トン程度を今、搬出しているところでございます。

○委員（井上勝博）全体がどのぐらいの容量で、あと、どのぐらい残っていて、それで、今後の計画というのはどういうふうになっているか、教えてください。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸）全体につきましては、大体8万トン程度は、埋立容量としてあったということで計算しております。

今後の予定ですけれども、平成41年度には、エコパークのほうも満杯になるということでございますので、それ以前には、新しい基準に沿った最終処分場を再生して、埋立を開始できるような準備をしていくと。継続して搬出をしていくということで計画してございます。

○委員（井上勝博） 8万トンのうち1万5,000トンが搬出されたわけで、1年にまた処分する塵灰じゃなくて、燃えかすとかそういうものをまた入れていくわけですよ。そういうふうにして、今度全部空っぽにして、空っぽにした後、また再生、工事をし直して、またそれを使うという考えなんでしたかね。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸）先ほど説明した搬出状況につきましては、埋立廃棄物、埋め立てである分でございます。あわせて現年発生する焼却灰、飛灰もあわせて、エコパークのほうで処分をいただいているところでございます。

工事につきましては、全量を搬出した後、その時点の構造基準にあわせて、新しい基準に合わせた最終処分場を再生し、また埋立を開始するという計画でございます。

○副委員長（森満 晃） そのほかありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○副委員長（森満 晃） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員からの質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○副委員長（森満 晃） 質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○副委員長（森満 晃） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○環境課長（上口敬子） 委員会資料1ページをお開きください

騒音・振動規制区域の見直しについて御説明いたします。

騒音規制法及び振動規制法では、生活環境を保全し市民の健康の保護を目的に、住居が集合している地域、病院若しくは学校の周辺の地域その他の地域で、騒音又は振動の防止を図る必要がある地域を指定しまして、さらに自然条件や社会的条件などの地域的特性を考慮して、時間の区分、区域の区分ごとに基準を設定し規制を行っております。

この区域の区分に関しましては、都市計画法に基づく用途地域の指定に準じて、随時見直しを行

ってまいりました。今回は、用途地域の定めのない地域について指定の見直しを行うものです。

規制地域は、騒音は市内全域を、振動は平成26年10月9日以前の川内都市計画区域と、特に規制を要する事業所の敷地を指定しております。区域指定の基本的な考え方につきましては、国からの通知に基づき用途地域ごとに指定を行っているところです。

表の下、備考（1）に、用途地域の定めがない地域についても、区域指定することができるとあります。今回は、この用途地域の定めのない地域について、区域の指定の見直しを行おうとするものです。

各区域に適用される規制基準等の詳細につきましては、資料の4ページに騒音に係る規制基準を、5ページに振動に係る規制基準を示してございます。

では、2ページにお戻りいただきまして、3、区域指定の現状と見直し方針をごらんください。

用途指定のない地域については、騒音は第2種区域、振動は第1種区域を原則としておりますが、指定当時の地域的特性を考慮しまして、原則とは異なる指定がされている区域が、現在9カ所存在しております。指定から相当年数が経過し、土地利用の状況も変化していることから、現状に適した規制に移行させるため、9カ所のうち8カ所を今回、対象に見直しを行う考えでございます。

3ページをお開きください。

見直しには、記載の三つのパターンが想定されます。この表は、2ページの表の内容とリンクしております。

パターン①は、指定当時は、住宅が集合する中に小売店舗や町工場が存在し、「近隣商業地域相当」又は「準工業地域相当」と判断された地域が、指定から相当年数が経過し、道路交通網の整備やライフスタイルの変化などもあり、現在は「準住居地域相当」とみなすのが適切と判断されるものでございます。これにつきましては、騒音の規制が厳しくなります。振動については規制地域外となります。

パターン②です。昭和47年に指定した工業団地の範囲が、現在は工業の用に供されている地域はあるものの、大型小売店舗や自動車関連の事業者が立地。また一方では住宅化が進み介護施設も

建設され、農地も多い現状です。改めて「近隣商業地域相当」又は「準工業地域相当」の範囲を選定し現状に適した規制に移行させるものです。騒音の規制が厳しくなり、振動は選定範囲によって厳しくなることを予想しております。

パターン③は、大規模事業所建設の着工前に指定した地域において、騒音と振動の規制の整合が取れていない現状があるため、騒音の規制に関しても振動と同じ「工業地域相当」とみなすのが適切と判断されるものです。これについては、騒音の規制が緩くなります。振動は変わりません。

見直し対象としなかった1カ所は、上甕地域でございます。調査の結果、現状のままとする考えでございます。

では、資料の前ページへお戻りいただきまして、4、今後のスケジュールを御説明いたします。

ただいま御説明しました見直し案につきましては、10月にパブリックコメントを行いまして、その結果を受けて11月の市環境審議会に諮問し、答申をいただきます。12月議会にて、当委員会にて結果報告の後、改正告示を行い、平成31年4月からの新しい規制を施行する予定でございます。

○副委員長（森満 晃）ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（瀬尾和敬）見直し対象区域の中に、祁答院地域2カ所となっています。私も相談を受けたりして、実際、現場に足を運んだりしたんですが、これはあなたの個人的な問題でしょうかと言っていたんですが、最近こういういろいろ聞くと、うるさいという人がぼつぼつあられまして、私もその一番本元のところに昼間に行ってみたら、確かに何ですか、何という音か、ボーというボーというふうな音がするのがありました。具体的に場所を言うと、祁答院のさつま町境の祁答院側のあの広い大きな木材工場なんですけど、まさかこういうふうなことで悩んでいる人がいらっしゃるとは知らなかったんですけど、これにその場所というのは入っていないんでしょうか。

○生活環境グループ長（村岡 実）先ほど、おっしゃった事業所につきましては、私も把握しております。その場所は、今回の見直し対象区域には入っておりません。ですから、もともと第

2種区域で規制がより厳しいところに立地されております。

○委員（瀬尾和敬）かつて調査してもらったことがあるんですが、その現場から相当距離があるのに、そういう音が聞こえるのかということで、その近隣の人たちは、たしか恐らく聞こえるだろうけれども、我慢していらっしゃるんでしょうかね。

地域として、私は、その地区コミの人たちで調査をしたりするのも必要なかなと考えてはおったんですけど、例えば、もしそれが取り上げられるという方法というのは、今後あるんですか。この見直しのパブリックコメントとか、こういうのを使って。

○生活環境グループ長（村岡 実）その事業所につきましては、もう祁答院地域の中では、この今回見直しをしようとしている2カ所だけが緩い規制をされておりました。ほかは第2種区域といって、より厳しい状況になっています。この今回の見直しは、その第3種となっている緩くなっているところを全部一緒に2種にしようという考え方ですので、今、おっしゃっている事業所につきましては、もともと第2種区域という全体と同じ位置づけがされていますので、今後、緩くしたりとかする、そういうことはもちろん考えておりませんので、もうパブリックコメント等に出てくることはないかと思えます。

事業所のほうには、また立ち入りをいたしまして対応等に——今も対応等をとっていただいて、どのようなことをしたかは確認しております。今後もまた継続して事業者側と協議を進めていきたいと思えます。

○委員（杉蘭道朗）今回の見直しは、この都市計画区域云々も含めて、今、説明がありましたけど、3ページ、それぞれ第3種区域とかいろいろあるんですけども、この都市計画区域の図面的なものがないと、これはこの説明を受けても、もうどこがどの程度のその区域設定になっているのかがちょっとピンとはきません。

できたら、やっぱり資料的に全種、この樋脇、東郷、祁答院、地元の方はわかっているんですけど、少し頭の中で、どの付近がどういふふうになっているのかがちょっとわかりづらいので、できたらこの全図的なもので、それぞれ

の指定区域が決まっているのであれば、それが示されるような資料があれば、ありがたかったと思うんですが。

○環境課長（上口敬子）今回は、こういった見直し方針がございますという説明でございまして、詳細な位置図等につきましては、パブリックコメントをする際に、各委員の皆様にはお届けをする予定にしておりますので、そこでまた御確認をいただければと思います。

○委員（杉菌道朗）わかりました。当然、今からの作業ということでありましょうけれども、事前に、今、現状の指定枠というものが、ちょっとわかりづらいというものがあつたものですから、お聞きをしたところです。準備ができる分があれば、また配っていただければと思います。

○委員（井上勝博）騒音公害というのは時々こう起こってくるわけですが、この規制に基づいて、例えば50デシベルとかそういう数値があつて、実際にそこの現場に苦情があつた場合には、その現場に行って、それで計測して、それを超えているようであれば、その事業者なりに注意をするということになるんでしょう。どのぐらいの何とどのぐらいの何と、その拘束力といいますか、どのぐらい事業者に迫ることができるものなんですかね。

○生活環境グループ長（村岡 実）測定をいたしましても、基準を超える、超えないというのがあると思うんですけども、実際は、住民の周辺の生活環境が損なわれているかというところを一番重視しております。住民の生活環境が損なわれているようであれば、基準を超えなくても、事業者のほうには配慮をするように求めているところです。

行政指導につきましては、基準を超えて、かつ周辺の生活環境が損なわれているという両方の要件が必要になってまいりまして、そこを超えた場合には、改善勧告ができるようになっております。ですけど、改善勧告につきましても、従わない場合は、次は改善命令となります。

改善命令に従わなかったときに、ようやく罰則適用となってまいりますので、事業者側には、やはり社会的責任がございますので、勧告が出た時点では、もう対応をしていただくように強く要請はしております。ケースとして余り出てきてはご

ざいませぬ。

○委員（井上勝博）それから、1ページのところに、現在、川内原子力発電所の敷地のみが指定されているという、この意味がまだよくわからなかつたんですけど、この解説をお願いします。

○生活環境グループ長（村岡 実）振動の規制をする区域というのは、今のところ市内全域ではございませぬ。そのときに一番最初、これ指定がされたのが開設当時、昭和54年です。昭和54年からですけれども、そのときに振動規制する外枠というのをまず決めないといけなかつたんですけど、そのときに旧川内市の都市計画区域を外枠と設定しました。

ですが、その中には、火力発電所は入つていたんですけども、原子力発電所の敷地が入つておりませぬでしたので、そこは規制対象にすべきという考え方がございまして、都市計画区域内ではないんですけども、原子力発電所の敷地は追加したという経緯があるようです。実際、規制が始まつたときには、1号機の着工前でございまして。ですから、まだ着工する前に、振動について規制の網を張つたということになっているようでございませぬ。

○委員（井上勝博）ちなみに、ここはどの種に入るというか、どういう区域に入るのかというのが、よくわからないんですけど。

○生活環境グループ長（村岡 実）原子力発電所につきましては、今回の見直しのパターン3でございませぬ。

○委員（新原春二）できるだけ全体的に市の枠をして、パターンを決められるというのは非常にいいことであるし、それは当然あつてしかるべきだというふうに思うんですけども、市民レベルで騒音なり振動なり一応苦情が来るころは、ほぼ決まっているんじゃないかと思うんですよね。

そういうところの特定地域という意味でのピンポイント的なそういう規制といいますか、そういうものはできないものか。振動があるところはいつても振動して、建設維持課であれば、建設維持課で済ませれば当時は解消するんですけど、またやっぱり時間が来ればまた振動するという状況なんかも発生をしているようですし、騒音なり、もうそれも一緒だと思うんですけど、苦情が来るころは大体一緒だと思うんですよね。

そういうところで、やっぱりピンポイント的な苦情が多いところについては、市がもう特別にそうした地域を指定をすることができないのか。そこをすれば、全体的には余り苦ではないわけで、そういう重要な市民が生活に支障を来たすような、そうした部分というのは、ピンポイント的にこう指定をして中止をする必要があるんじゃないかと思うんですよね。

そういう意味で、全体的に我々はわかりませんけれども、そういう苦情があるところは、大体いつも来るということになっているので、そういう場所というのは、全体的には相当あるものですか。相当すればもうしょうがないですけれども、そんなにないのであれば、ピンポイントでこの地域ということで指定をして監視をするという方向がいいと思うんですけど、そこら辺はどうですかね。

○生活環境グループ長（村岡 実） 騒音規制法と振動規制法では、機械設備を著しい音が発生するもの、著しい振動が発生するものというのの指定がございます。それを持っている事業所につきましては、この法律での規制基準に係るようになっておりまして、その事業所から出る音全て、出る振動全てが規制対象になります。

あと、それと一番苦情が寄せられるのが建設工事に関するものでございます。建設作業につきましても、ここで1ページの表のところに特定建設作業とございますけれども、これも著しい騒音が発生する機械、著しい振動が発生する機械、これを指定しておりまして、それを使用する作業について届け出を求めています。

そういった地域がやはり苦情が多い地域にはなっております。工場につきましても、その特定施設といいますけれども、それを持っているところが苦情が多く寄せられるような状況にありますので、法律の中で、その工場若しくは建設作業を指定しておりますので、そこで拾っていきけるかというふうには考えております。

それと、どうしてもこの法律で規定する設備よりも規模が小さいもので、苦情があるような場合には、環境保全条例というのがございますので、そこで市の規制対象として位置づけて規制をかけるということもできておりますので、そういう方法も今とっております。

○委員（新原春二） ちなみに年間を通して、ど

のくらいの振動、騒音の苦情があるものですか。大変中身についてはよくわかりましたので、そこら辺をちょっとわかっていたら、教えてください。

○生活環境グループ長（村岡 実） 苦情処理につきましては、統計をとっております、これは決算資料のほうにも掲載させていただいております。騒音につきましては、平成29年度が12件です。振動が1件ございました。参考までにその前年度、平成28年度は、騒音が10件、振動はゼロとなっております。大体このような数値で推移しているようでございます。

○委員（井上勝博） 先ほど、原子力発電所の場合はパターン3だと。パターン3というのは、これは第2種から第4種になるということで、緩和ということですかね。そういう理解でよろしいんですか。

○生活環境グループ長（村岡 実） 騒音については、緩和になります。

○委員（井上勝博） それは何ですかね。何かこう理由があるんですか。この3号機増設をするからとか。

○生活環境グループ長（村岡 実） 増設とは一切関係ございません。

この騒音につきましては、振動よりもまだ3年ほど早くに指定をされておりまして、そのときに原子力発電所の計画はあったと思うんですけども、着工前でして、完全にほかの地域と同じ第2種の指定がされておりました。

振動については、ちょうど着工前で、これは2種なんですけど、工業地域相当ということで指定をされているんですけども、騒音と振動が整合が全くとれていない状態にして、4ページと5ページに騒音と振動の特定建設作業の規制基準を載せておりますけれども、同じ機械を使うにもかかわらず、騒音と振動で規制の区域が変わってまいりますと、作業禁止時間帯とか、1日の作業時間の制限とか、こういったものが騒音は厳しいのに振動は緩い、どちらをとればいいのかというそういった状況になってまいります。

そうなると、やはりより厳しい騒音側のほうで対応しなければならないという状況にございまして、ここは整合をとるべきでございまして、騒音と振動を合わせるために、現状を鑑みて、現状を考えたときに、工業地域相当とするのが適切で

はないかという考えで、騒音について緩くしようという判断をしたところでございます。

○委員（持原秀行）騒音とかその相談が十数件、年間あるということで、実際、私も昔、公害課というところやら環境課におるときに、近隣に散らばったところに、閑散としたところにカラオケとか居酒屋さんとかできて、そこに住宅があって苦情が来るとか相談があるとかということで、係の者が測定器を持っていくと、夜中とか行きよったんですが。そういう相談があって環境課のほうで対応とか、それはされているんですかね。

○生活環境グループ長（村岡 実）お問い合わせがあった場合には対応しておりますけれども、最近、確かに近隣トラブルといった、ほぼ近隣トラブルの位置づけのあの騒音苦情は寄せられます。

カラオケ店については、最近大分自粛が入っているようでございまして、大分少なくはなっているのかなと思います。夜間についても、もうどうしても確認してほしいということがあれば、対応するようにはしております。

件数としては、今のところは余り出てございません。

〔「機械のほうは」と呼ぶ者あり〕

○生活環境グループ長（村岡 実）機械はございますので、持って行って、参考値になりますけれども、はかることは可能です。

○副委員長（森満 晃）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。

以上で、環境課及び川内クリーンセンターの審査を終わります。

△市民課の審査

○副委員長（森満 晃）次は、市民課の審査に入ります。

△議案第93号 平成30年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○副委員長（森満 晃）まず、審査を一時中止しておりました議案第93号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民課長（瀬戸口良一）議案第93号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算について、説明いたします。

予算に関する説明書の22ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費のうち、説明欄の下のほうになります。市民課関係は、市民政策調整費において630万円は、人事異動と昇給による職員給与費の調整に伴うものです。

次に、26ページをお開きください。

同款3項1目戸籍住民基本台帳費のうち、説明欄の戸籍住民基本台費において405万2,000円は人事異動と昇給による職員給与費の調整に伴うものです。

○副委員長（森満 晃）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○副委員長（森満 晃）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○市民課長（瀬戸口良一）ございません。

○副委員長（森満 晃）それでは、所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）今年度というか、年度をまたがるんですが、いつも聞いていますけれども、その自衛隊の適齢者の名簿は、ことしはどうなっているかということをお知らせください。

○住民グループ長（田中耕太郎）平成30年の4月以降は、まだ提供依頼は来ていないところで

す。
○委員（井上勝博）いや、ごめんなさい。ちょっとここは決算のときにするのかどうか、今から出てくるわけで、平成29年度にその提供が求められて、平成30年度に停止するというパターンだったと思うんですけども、それはどうなっ

いるんですかね。

○住民グループ長（田中耕太郎）井上委員の御指摘のとおり、平成30年の3月に提供依頼は出ております。

市民課のほうで個人情報の提供承諾書を提出課のほうにお送りしまして、情報政策課のほうでデータを抽出して依頼課のほうから提供しているかと思えます。

○委員（井上勝博）決算のときでもいいんですけども、何年から何年生まれの方が何件、性別はどうだったかという資料を示してください。お願いします。

○副委員長（森満 晃）課長、出せますか。

○市民課長（瀬戸口良一）はい。出します。

○副委員長（森満 晃）そのほか質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森満 晃）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員からの質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。

以上で、市民課の審査を終わります。

△市民健康課の審査

○副委員長（森満 晃）次は、市民健康課の審査に入ります。

△議案第93号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○副委員長（森満 晃）まず、審査を一時中止しておりました議案第93号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）市民健康課に係る補正予算の歳出予算について、御説明いたします。

予算に関する説明書（第2回補正）の34ページとともに、平成30年度第2回補正予算の概要の5ページをお開きください。

まず、議案第93号一般会計分から御説明いたします。

4款1項1目保健衛生総務費、事項、保健衛生一般管理費25万円の減額は、平成30年4月の人事異動に伴う給与費等の減額、及び新規の県単

独補助事業である若年者の在宅ターミナルケア支援事業に係る増額補正になります。

ここで、薩摩川内市若年者の在宅ターミナルケア支援事業について御説明いたしますので、市民福祉委員会資料の6ページをお開きください。

まず、目的ですが、若年の末期がんの患者が、住みなれた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活が送れるよう在宅における生活を支援し、患者及び家族の負担の軽減を図ろうとするものです。

対象者は、在宅療養を行う40歳未満の末期がん患者——がん末期とは治癒を目指した治療に反応せず、進行性かつ治癒困難又は治癒不能と考えられる状態のことで、治癒困難な状態とは、おおむね6カ月程度で死が訪れると判断される状態のことです。つまり40歳未満で余命6カ月を宣告された在宅療養を行う方が対象者となります。

サービスの内容は、訪問介護（身体介護・生活援助、通院等乗降介護など）です。福祉用具貸与又は購入で、福祉用具は車椅子・特殊寝台などです。

補助対象の上限額は資料のとおりとなります。本人の負担額は1割の相当額になります。経費の負担としましては、本人が1割、県・市町村が4.5割となります。

次に、予算に関する説明書の34ページにお戻りください。

4款1項1目、事項、地域医療対策費1,362万1,000円の減額は、後ほど御説明いたしますが、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計の減額に伴う一般会計からの繰出金の減額補正であります。

次に、3目保健指導費、事項、母子保健事業費1,290万円の増額は、未熟児養育医療給付事業における申請件数の増加に伴う増額補正であります。

続きまして、歳入予算について御説明いたしますので、予算に関する説明書の10ページをお開きください。

15款1項2目保健衛生費負担金645万円の増額は、未熟児養育医療給付事業の増額に伴う国庫負担金の増額補正であります。

続きまして、12ページをお開きください。

16款1項2目衛生費負担金322万

5,000円の増額は、未熟児養育医療給付事業の増額に伴う県負担金の増額補正であります。

次に、13ページをお開きください。

同じく2項3目衛生費補助金23万8,000円の増額は、新規の県単独事業に伴う県補助金に係る増額補正であります。

○副委員長（森満 晃）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）この薩摩川内市若年者の在宅ターミナルケア支援事業は、認定かなんかして、そして、これまではこういう入浴が困難であったりいう場合は、病院の方が多かったのかなと思うんですけども、そういう方を在宅で見られるようにしようというそういうことなんですか。今までは、在宅というのは難しいというか、実際にはそういう例は余りないということなんですか。

○市民健康課長（檜垣淳子）40歳以上の方は、介護保険のほうで対象となりますので、そういうサービスが受けられていたんですけども、40歳未満の方は、対象者はいらっしゃったんですが、そういう補助制度がなかったもので、県のほうが新しく補助制度をつくったということになります。

医学も進歩したり、あるいは病院で死を迎えるよりも、在宅で迎えたいという方がふえたということで、こういう制度ができたと思います。

○委員（井上勝博）実際、そのデータとして、薩摩川内市内でそういうケースというのは、どういふうに把握されていますか。

○市民健康課長（檜垣淳子）がんの拠点病院が市民病院と済生会病院にありますので、そちらのほうから対象者を上げていただく形になるんですけども、現在のところは、今の時点ではいらっしゃらないということでした。

年間、県でも十四、五名になりますので、薩摩川内市の方がいらっしゃるか、いらっしゃらないかは、ちょっとわからないというような状況ですけども、もしいらっしゃったときに対応できるようにということで補正をお願いいたしました。

○委員（井上勝博）これは、広報でこう知らせるというやり方ですか。それとも病院にそういう方がいらっしゃればということで、病院から御紹介するという感じですか。

○市民健康課長（檜垣淳子）病院のほうから紹介していただく形になります。

○副委員長（森満 晃）そのほか質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森満 晃）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員からの質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第98号 平成30年度薩摩川内市
国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補
正予算

○副委員長（森満 晃）次に、議案第98号平成30年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）続きまして、議案第98号国民健康保険直営診療施設勘定特別会計に係る補正予算について御説明いたします。

予算に関する説明書の130ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費1,419万4,000円の減額は、平成30年4月の人事異動に伴う給与費等の減額が主なものであります。

次に、2目研究研修費57万3,000円の増額は、6診療所の医師住宅に係る修繕料の増額補正であります。

引き続き、歳入予算について御説明いたしますので、予算に関する説明書の129ページをお開きください。

7款1項1目一般会計繰入金1,362万1,000円の減額は、今ほど説明いたしました特別会計の歳出に係る一般会計からの繰入金を減額補正するものであります。

○副委員長（森満 晃）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（持原秀行）今、医師研究研修事業費の中の修繕料57万3,000円、これをもうちょっと詳しく教えてください。

○主幹兼甑島医療グループ長（鞘脇 香）上

甌診療所の歯科医師住宅のほうが、4月当初で修繕が必要になりまして、6診療所の研究費から修繕費のほうを流用で上甌診療所に集めまして、修繕のほうを対応いたしましたんですが、その分の増額の各診療所に戻すための補正です。

○委員（持原秀行）流用されてしたということで、総体でこの医師住宅ですかね。それがどれぐらいかかったんですか。

○主幹兼甌島医療グループ長（鞘脇 香）済みません、詳しい資料をちょっと手元に持ってきておりませんが、医師住宅の床の修繕と畳の修繕、あとふすまの修繕等にかかっています。天井の部分に穴があいておりましたので、そちらのほうの修繕もいたした内容の内訳になります。

○副委員長（森満 晃）そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森満 晃）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外委員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森満 晃）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を、原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森満 晃）御異議ないと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○副委員長（森満 晃）次に、所管事務調査を行います。当局に説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）資料はないんですけども、川内看護専門学校の件に関することで、現在、企画政策課が運営しています奨学金の補助制度だったりとか、あと、入学金の補助制度について、全協のほうで御説明したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○市民福祉部長（上大迫 修）今、課長が申し

上げましたとおり、川内看護専門学校については、レギュラー制のほうに移行するというので開設手続は進んでおりまして、来年4月からの生徒を募集する作業が近々始まるという形になっているところでございます。

これまで、市のほうは、地域への定着等含めて、純心女子大学及びポリテクカレッジ等の入学者等に対していろんな制度等を持ってありますが、川内看護専門学校についても、地域に必要な人材を地域に定着を図るという趣旨から、そのような支援等を考えて対応していきたいというふうな考え方であります。

具体としては、制度を変えること及びその予算化については、平成31年度予算ということになりますので、なかなか審議等は難しい部分等があると思いますが、市として看護学校の意向また人材輩出等について、何らかの形の支援をしていくという考え方を全協等でお示しさせていただきたい。もちろん、市民福祉委員会は平成31年度予算においては所管の委員会となりますので、事前にそういった状況等のほうを説明させていただいたということでございます。

○副委員長（森満 晃）ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）ちょっと早口で理解できなかったもんですから、川内看護専門学校の生徒募集について、薩摩川内市の支援を強めるということですか。純心女子大学とポリテクカレッジの名前が出ましたけども、それ以外の方にも何か奨学金とかそういうのを拡充するとかそういうことですか。ちょっともう少しゆっくりと。

○市民福祉部長（上大迫 修）済みません、早口で申し上げましたが、川内看護専門学校のほうが、来年4月からレギュラーコースで新たな生徒を募集します。その際に、地域から進学し、また将来卒業されたら地域の看護といった形で従事させていただきたいということも考え方を持って、現在、企画政策課のほうで運営しております奨学金返還支援制度というものがございまして。これについては、純心女子大学及びポリテクカレッジを卒業された方々を対象としたような制度になっているんですけど、奨学金返還について。ここの対象枠を広げて支援できるような方向で議論をしていると

いうことでございます。

○委員（持原秀行） 12月でしたか、去年、インフルエンザが相当はやったというか、それで、一応、予防接種、中学3年生とか受験があるところにはされているということだったんですけど、この拡大を言っとったと思うんですが、中1、中2とか高校生とか、これ、今回補正も何もなくてそのまま来ているんですが、こここのところの考え方というか、去年はもう当初予算のほうで済んでいたもんだから、ですけれども、今回、この冬に向かったの考え方とか、温暖化でないという判断をされたのかなと思ったんですが。その考え方はどげんですか、このインフルエンザ予防接種のことについては。

○市民健康課長（檜垣淳子） インフルエンザ予防接種に関しては、先ほど言われましたように当初予算が済んでいたということで、一応、今年度は予算を上げていませんということで御回答したんですけども、インフルエンザの予防接種、予防するということにはなるんですけど、重症化を予防するという形なので、未就学児、特に子どもを中心とすることで助成をしていたところです。

補正にも上げなかったのは、来年度から実施を予定するというので、来年度予算に上げるということの考え方で、補正予算には上げませんでした。

○委員（持原秀行） 来年度というところの分が漏れちゃうんですね。ですから、そここのところしっかりと対応するために、私は、きちっと補正で出すべきではなかったのかなと思うんですが、やっぱりそこところもそうしないと、上がってしまいますよね、1年過ぎたら学年が。だから、そういうのでおくらせているということで、そういう捉え方でいいのかなとちょっと疑問に思うんですが、いかがですか。

○市民福祉部長（上大迫 修） 3月の議会での質問もいただきましたし、前回6月の副委員長からの委員会での問いかけもあったかというように思います。

私も答弁等させていただく中で、平成29年度については予算措置したものの、接種率が低かったので、予算もある意味残りましたというような説明もいたしました。そういったことはたまに起きながら、平成30年度において、既定予算計上

したものの中で、中学校1、2年生、高校1、2年生まで拡大できれば、そういう対応を図っていくようにしたいなあというような考え方を持っておったわけですけども、昨年度と今年度の状況の違いは、昨年度はワクチン等がなかったので、従来、接種対象としている方の接種率が低かったんですけども、今回によってそれが引き上がるだろうということ、接種率が上がってくるだろうということもあって、現在予算措置したもののの中では、中1、2、高1、2まで拡大することは難しいというふうに判断したところであります。

持原委員御指摘のとおり、またこれまでいただいた各議員からの指摘のとおり、インフルエンザの接種枠を拡大したいという思いはあるわけですけども、年間の予算とした中で対応ができるものならやりたいと思っておりましたが、予算的なこともありましたので、次年度に送って、予算の確保を図りたいという形で、関係部局のほうと折衝していきたいというふうに考えているところであります。

委員から意見等いただいておりますので、実際それでいいのかという等の御指摘はありますが、課長も申し上げましたとおり、重症化予防という考え方でありまして、また、積極的にそういうふうに手洗いでありましてかという形の周知を図ること、今年度についてはぜひ御理解をいただきたいというふうな考え方であるところであります。

○委員（新原春二） いつだったっけ、新創会で甞島の医療関係者とのいろんな懇談会、いろいろ意見交換会やってきました。その中でいろいろ問題点は多々あるんですけども、総体的には、先生方が離島診療に対する本当に熱のこもった、そういった意味では市民的な診療、あるいはいろんな活動をされているということについては、非常に感謝をするところでした。本当に熱心な先生がいらっしゃるって、朝晩もう、わがことはうっちゃって頑張ってもらっていることについては、非常に敬意を表するところですけども、また、市当局もそれなりに頑張ってもらって、いろんな御指導とか、かねての意見聴取とかやられているということについては、よく理解ができました。

ただそんな中で、私はこれはどうかということが2ほどありました。

1点は、両方とも歯科医師の関係なんですけど

も、上甌の歯科医師のモラル、これが非常に、市民も含めて医療関係者も含めて非常に不信感を買っているというのを一つ感じました。

先ほど、歯科医師の住宅の関係が出ましたけども、これ、上甌診療所の看護師の住宅に長年いらっしゃって、看護師が来る調整ができないということで、市のほうで非常に苦勞なさって、歯科医師の住宅に移っていただいたということはよくわかりましたけども、一旦、そこに行かれたんですけども、いろんな苦情を言われて、それなりに今対応してもらって、修繕費も出してもらったんですけども、非常にそこが市民的にあるいは医療関係者も含めて非常に不満があったようでした。

特に、そこ二、三年ですか、退去してもらえずに非常に困ったということは、市当局も当然わかっていると思うんですけども、そうしたわがままがやっぱりある。そういうのに対しての医師のモラルが低下しているんじゃないかと、非常に感じました。

その中で言われたのが、ゴキブリ退治まで市当局にしてもらったということでありました。普通、一般的に考えた場合に、そうした害虫駆除等を含めて、これはやっぱり住民がすべきなところであるんじゃないかと思うんです。市営住宅の関係でいってみれば、市営住宅にゴキブリが出ました、市がしてくださいということでくれば、これは市当局としてはどうしようもない事態になりますので、そういうのはやっぱりモラル的には各住民がすべきだというふうに思うんですけども、それ以外にもいろいろ苦心惨たんなさって、一旦は移られて、今そこにいらっしゃるんだと思うんですけども、そうしたモラルが非常に低下しているんじゃないかなと、まず1点です。

それから、勤務の関係についても非常に出ました。金曜日に帰って、月曜日の朝、来られるということで、非常に仕事のどろろなのか、公務員としてどろろなのかという話も出ました。それについては、年休関係も含めて、権利擁護というのも含めてなかなか強くは言えないところだと思うんですけども、やっぱり離島医療をされている方は、そこに身を置いて、土曜日、日曜日、非常に市民のために頑張ろうということで、いつも頑張ってもらっています。

片や、金曜日に帰って月曜日に来られるという、

全くもう土日はいらっしゃらないという、こういう不公平性、モラル的な不公平性があるんじゃないかなと、そういうことの指導はやっぱりきちんとしてもらったほうがいいんじゃないかということを感じました。

給料のことも話をされました。非常に高いんじゃないか、そうした方に高いんじゃないかという話がありましたけど、これはもう規程で決まっているので、我々もとやかく言う筋合いはないんですけども、相対的に歯科医師として、こっちの本土地域の歯科医師も含めて、歯科医師の相場というのはどうなのかということを感じました。そこら辺は、是正するところは是正をしなければならぬのかなというふうに感じました。そういう意味で、上甌診療所の歯科医師の関係のモラルについて、やっぱりきちんと指導していかねばならないんじゃないかなということを感じました。

片や、下甌青瀬の歯科医師の先生のところに行きました。2階建ての歯科診療所でした。あそこは2階建てで、もうその先生はそこに常駐をされて、朝晩、日曜日も含めて急患があればやりますという話で、一生懸命でした。ただ、機器が非常に古くて、もう博物館入りじゃないかというような機器と我々は感じました。我々は本土の歯科医しか見ていないせんしかも、青瀬の診療所の機器が非常に古いんじゃないかということを感じましたし、2階建てなものですから、車椅子で来られれば、みんなかかって車椅子を持って2階まで上がるという作業があるんだそうです。それは先生も一緒になって、歯科医師も含めて技工士も含めて車椅子を持って上がるということで、そうした苦勞もなさっていて、これはいかな、やっぱり平屋でないといかなということも感じましたし、どうしてもあそこはきちんと早く処理をしていかないといけないんじゃないかなということを感じました。

総体的に歯科医療の関係については、橋ができて、甌が一つになってから統合を含めて検討されるんでしょうけども、そういうことも含めて、今後、甌医療については検討していただきたいというふうに思いますし、また、ほかの下甌の先生、医療の先生だとかいうのは、本当に瀬戸上先生も含めて一生懸命取り組んでいただいて、昼夜を問わず頑張ってもらっているというのは評価をしま

すけども、片やそうしたモラルが欠けている先生もいらっしゃるということで、そこはきちんとやっぱり対処をすべきじゃないかなということを感じましたので、具体的にはまた水面下でも話をしますけども、やっぱりそうした指導というのはきちんとすべきじゃないかなと思いますので、そこら辺の対処方をお願いします。

○市民福祉部長（上大迫 修） 幾つかいただきました。

まず、1点目でありますけど、歯科医師が医療従事者住宅から医師住宅に移ったときの経緯の話をされました。大筋、そのとおりでございます。私どものほうが医師住宅に移る際にどういうことをしたのか、先ほどの質問もありましたが、床板とか傷んでいる部分をかえたりとかする中で、害虫が出ないような対策を二次的にやった部分等もあるのは事実でございます。

また、二つ目の部分で、勤務の実態について、金曜日に戻り月曜日に出てくる実態があるのではないか、それについてはどうだということはありませんけど、事実としては、医師住宅に移った後、時間休の申請として、金曜日に帰る申請があったり、また金曜日と月曜日の組み合わせの申請があったりということで、そういうふうな勤務の実態というふうになっている部分でございます。

これに関して、またモラル全体に関して、新原委員のほうからありましたが、市のほうがきちっとした指導をすべきではないかということでございます。言葉の中にもありましたとおり、年休の取得については、権利という形の部分等がありますので、私ども市としましては、この年休取得ということではなくて、歯科医療の提供といった部分か、対応といった部分からしますと、月曜日から金曜日、時間を定めて住民患者のために開設しているという状況等がある中で、いろんな患者への影響でありますとか、住民からの意見等がありますので、どうあるべきかということを検討する必要があるのではないか、そういう考えるところに来ているということについては、医師のほうに伝えて、協議を進めているというような状況であるところでございます。

最後はちょっと切り口が違いますが、青瀬の歯科医師、もしくはその現場についての話がありましたけども、確かに施設については、2階にあり、

エレベーターがない、また設備等が老朽化しているという部分については、現場のスタッフ、先生方に頼っている部分等があるのは事実でございます。この点については、議会等の質問もありましたとおり、診療所の再編といった形のものもありますので、取り急ぎその部分については対応できるように、話を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

なかなか歯科医師の個々のモラルの部分について、なかなか対応については難しい部分等があるわけですが、私どもとしましては、市、離島、甌島における歯科医療の提供といった部分で、住民や関係の方々の方に御迷惑がかからないように、いかに対応できるのかということ、これからもきちっと対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○副委員長（森満 晃） その歯科医師の給料の相場についての考え方について何かありますか。

○市民福祉部長（上大迫 修） 歯科医師を採用するに当たって、離島における職務、職責、もしくは果たすべきことを考慮しての額が定められたと思っております。額等について、私どものほうも個別の給料の額等申し上げすることもできませんが、確かにちまたで言われているような勤務医、もしくは本土地域におられる方々の給料に比べると、確保といった部分で厳しさがあるので、決して低い数字ではないというふうには考えているところでございます。

○委員（新原春二） 勤務の関係なんですけども、確かに年休をとられるということは、もう権利ですからいいんですけども、歯科医としては、恐らく前予約ですつととられて、自分でスケジュールをつけられるということは可能であるわけで、それでだからといって、週の前後をあけていいということではないと思うんです。勤務は勤務でするので、そこら辺は市民に不信を感じられないような対処をしてほしいわけです。「先生は月曜日はおいやれんど」「金曜日ははよもどいやっど」ということで、市民はそれに合わせざるを得ないわけです。だからそこら辺はもう一回先生に対して、きちんと勤務は守ってくださいと、年休はとられるのはいいんですけど、またそこ辺がモラルだと思うんです。医師としてのモラルだと思うんですけど、そこら辺は今後は正をぜひしてもらおうよう

に御指導をしていただきたいと思います。

私も歯科医と会ったわけではないのですが、近々、市民福祉委員会でも調査に行く場合には会ってみたいと思うんですけども、そこ辺の先生の意見も聞きたいわけです。確かに、鹿児島に居住されて、週末は帰られるということは理解はするわけですけども、市民の診察をするという一つの大きな職責があるわけですので、そこら辺はきちんとやってもらいたいというふうに思っていますので、御指導は今後よろしくお願ひします。

○市民福祉部長（上大迫 修）ちょっと協議会に移していただければ助かります。

○副委員長（森満 晃）それでは、協議会に切りかえます。

~~~~~

午前11時4分休憩

~~~~~

午前11時7分開議

~~~~~

○副委員長（森満 晃）ここで、本会議に戻します。

○委員（新原春二）やっぱり歯科医師、歯医者さんですから、医師がいて、技工士がいて、看護師がいてというのが歯医者さんの一つのパターンですよ、組織ですよ。そうならばやっぱり歯科医師というのはその責任者ですよ。責任者がいない中で技工士が治療をしたり、あるいは看護師が治療をするというパターンが、それはカルテがあるからいいんでしょうけども、しかし、基本的には医師がいて、その指導のもとに技工士あるいは歯科衛生士等が治療するというのが基本的なパターンだと思うんです。そこはきちんと御指導していただきたいということ、それから市民には迷惑かけていないと言われますが、市民が合わせているんだと思うんです。先生のそういう状況もよくわかっていて、ただ急患が来たときに、初診をするのは医師だと思うんです。そういう意味では、そういう医療の基本はもうちょっと見直してもらわなきゃいけないということで、そういう指導もきちんとやっていただきたいと思います。

あとは、本人のモラルの問題ですので、そういうものでそこにもういたくないということでは、それでもいいんじゃないかと思うんですけども。

もう一つは、ほかの診療機関の医師の士気とも

問題になってくるわけです。そういうのを許してしまえば「ほんなら私らもう晩は診らんが」と、「日曜、土曜ももう休診じゃっど」ということになれば、離島医療そのものが崩れていくんじゃないかなと思いますので、そこら辺の他医療機関の方々等の影響も含めて御指導をしていただきたいということを二つお願いしておきます。

○委員（持原秀行）本人の年休とか時間休とかそれらは権利だと言われればそうですよ。ただ、それにしても、医師自体は管理職の立場でもあって、医療スタッフを指導する立場でもあられるわけです。そういう中で、迷惑はかけていないとかと言われるんですが、実は、去年、おとし、私もしょっちゅう、医療スタッフの皆さん方とお話をしている中で直接聞いた話です。

ドタキャンが非常に多くて、市民の皆さんに対して、医療スタッフの方々がもう本当にみんなで手分けしながら、医師がいないので、キャンセルをお願いをしたりというのが、そういうのも医療スタッフがしているんです。そういう迷惑は市民にかけているんです。

去年の実質勤務日数とか見せてもらいましたけれども、こっちの皆さん方公務員がこういう働き方をしとったら、この役所は回らんです。皆さんが、勤務は月曜日の昼から、そして金曜日は午前中で終わりと、こういうのをずっと皆さんが権利やということでやっていったら、行政は回らんですよ。私は、医師の報酬については何も言わんですが、そのほかに特別手当というのがあります。皆さん方にはないわけですよ。そういうので離島医療を加えて外来医療も勤務される医師の方々にはきちっとそれなりのやっぱり負担があるという中で、それが措置されていると思うんです。であれば、それに値しないのであれば、この特別手当の廃止というのも含めて、きちっとやらないと、本当に、先ほど新原委員からもございましたとおり、他の医師の人たちとの整合性がとれないと思います。

そういう意味では、やはりきちっと架橋の完成後のどうのこうのという、もうそれじゃなくて、早くまとめて、やっぱり複数体制にやって、あの先生の働きぐあいとか、同じ歯科を複数人、二人体制とかこういうことにやって競わせるということもやらないと、あと何十年とこの人は勤務しま

すよね。それでいいんですかと。例えば、そういう職員がほんなら本庁にいるとなったら、これどうですか。総務課としても、やっぱり地公法に何か抵触するんじゃないかと僕は思うんですけども、やはりそういう意味ではきちっと、口やかましく私は指導していただきたいと思えますし、これは人事も含めて、そういうのをやっぱり出ているってやっていただかないと、本当に公務員としてのモラルが、全体の意識が、レベルが下がると思えますので、そこんところは私は厳しくやっていただきたいというのを要望しておきます。

○副委員長（森満 晃）要望であります。

そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森満 晃）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

○議員（帯田裕達）先ほど持原委員がインフルエンザの件で質問されたんですが、今度、予算化をされていないと、それで去年の例を言いますと、発生率はやっぱり全国で鹿児島県が一番、鹿児島県の中でもこの管轄の保健所が一番だったんです。そして、私も一般質問で言ったんだけど、やはり中学校1、2年生、高校1、2年生、部長は、重症化しないのが一番いいんだということで、インフルエンザ予防はするんですけど、保護者の意見とかいろいろ話を聞きますと、やはり1、2年生にもそういう補助の対象はできないのかというような相談も聞いておりますし、また今度も不安だということもありますから、例えば、薩摩川内市内の中学校1、2年生、高校1、2年生で補助を出したときにどれぐらいの予算の計上が必要なのか、積算されたことありますか。

○主幹兼予防グループ長（山下真司）一応積算したときに、530万円ほどが追加となります。

○議員（帯田裕達）例えば、何%受けたときの530万円だろうとは――100%じゃないとは思いますが、薩摩川内市は「子育てするなら薩摩川内」という大きなアドバランを上げていますよね。その中の500万円ちょいです。そういってみても市民健康課のほうからその予算を計上されたのか、計上されて認められなかったのか、そこを最後に教えてください。

○市民福祉部長（上大迫 修）6月の委員会等

を受け、今日までの間にどのようなことをしたかということになるかと思えますけども、予算の編成については、当局のほうで精査してやるわけですが、私の理解としては、当初予算に組んだ予算の中で、中学校1、2年生、高校1、2年生までできるとすれば、その実行を認めていただきたいという考え方でございましたので、要するに530万円という予算を追加するという予算の行為はしておりません。

財政当局等も含めて、年間予算として計上しておりますので、政策的には十分なことではあったわけですが、補正予算の要求はせずに、現状の予算でできないので、ぜひこのことについては来年度の予算要求という形、子育て政策の部分に盛り込んで協議をしていきたいというような形で、私どもとしては、部局としては取り組んできたということでございます。

○議員（落口久光）二つあるので、一つずつ2回に分けて質問します。

先ほどからずっと言われていた島の歯医者さんの件なんですけど、話をずっと聞いていて、本土に帰って、こちらのほうに帰ってきているときにもいろいろあったときに、電話等で指示を出しているから問題ないとかと言われているというふうに伺ったんですけど、だったらもうこっちの歯医者さんに委託して、電話で指示できる内容だったらそれで済ましたらいいんじゃないかなと思うんですけど、そこについてはどうなのでしょう。

○市民福祉部長（上大迫 修）今の御発言については、協議会の中で発言した内容等にちょっと触れておられるので、少しあれなんですけど、実際に、職場を離れている場合の急患や患者の対応についてそのようにされているということではありますが、私どもとして、甌での歯科医療については、採用のとき等のことも含めると、きちっと予定した診療の期間等については現地にいて必要な対応がとれる、期待に応えられるような医療をしていただくというような考え方がありますので、本土地域からの指示によってといったことは、今のところは考えていないところでございます。

○議員（落口久光）不適切な発言があって済みませんでした。

あと、島民の方に迷惑はかけていないという認識でいらっしゃるらしいんですが、別で聞いた話

でいくと、もう島民の方はもう見限って、本土のほうの診療を受けていらっしゃる方もいらっしゃるということらしいので、それ自体がもう迷惑をかけていることだなあと。船賃も要るし。いろんな時間の都合をつけて来ている方がいらっしゃるということであれば、実質的にも実害は出ているというふうに思っているんですけども、そういう中で、大体何名ぐらいの方がこちらのほうの診察を受けていらっしゃるのかなというのがあるので、そこら辺の実態もちょっと把握しながら、どうすべきとかいうのもやっぱりやるべきじゃないかなと思いますんで、多分、実態は把握されていないみたいなのちょっと空気を感じたので、そういうところも含めてちょっと対応いただきたいなど。

○市民福祉部長（上大迫 修）正直なことを申しますと、実際に島ではなくて本土の歯科医にかかっておられる方の実数と、またその動きがどうであったかということについては把握していないところでございます。

今後、歯科医療のあり方を考えるに際して、そのようなことが実際にあるのかどうかということについては、事実の確認といえますか、何らかの形で把握をしていくというのは重要なことだと思いますので、そういったことも把握をしながら、きちっとした歯科医療が提供できるような方向に向かって作業を進めていきたいと思っております。

○副委員長（森満 晃）そのほか質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森満 晃）質疑は尽きたと認めます。

以上で、市民健康課の審査を終わります。

△保険年金課の審査

○副委員長（森満 晃）次は、保険年金課の審査に入ります。

△議案第93号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○副委員長（森満 晃）まず、審査を一時中止しておりました、議案第93号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（西田光寛）議案第93号平成

30年度薩摩川内市一般会計補正予算の保険年金課分について、御説明を申し上げます。

歳出について説明いたしますので、予算に関する説明書の30ページをお開きください。

3款1項4目国民年金費16万6,000円の増額補正につきましては、人事異動に伴う人件費に係る補正でございます。

続きまして、35ページをお開きください。

4款1項5目国民健康保険対策費173万8,000円の増額補正につきましては、人事異動に伴う人件費に係る補正でございます。

○副委員長（森満 晃）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○副委員長（森満 晃）次に、所管事務調査を行います。当局から説明がありますか。

○保険年金課長（西田光寛）特にございません。

○副委員長（森満 晃）それでは、所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）今年度から、県単位化になったわけですが、そうすると、毎年毎年国税をどうするかということを検討しなくちゃいけないということになるわけですが、来年度の動向というのはどういうふうになっているかを教えてください。

○保険年金課長（西田光寛）スケジュールについてのお尋ねだと思います。昨年から始まりましたこの新制度への予算組みの関係等、昨年と流れはほぼ同じでございます。先日、県のほうで説明会がございましたけれども、やはり今回も仮係数を使いまして仮算定を行い、国の予算編成を受けまして本算定を行うという、昨年と同じ流れでございますが、時期的にもほとんど同じでございます。今の予定が10月中旬ごろ仮係数の提示で仮算定を行う、その後、国の予算編成等を受けま

して、やはり年明けに本算定を行うということで説明を受けております。

○委員（井上勝博）もうそのスケジュールしかわからないと、もう何もわからんということですか。

○保険年金課長（西田光寛）全くわかりません。去年も、仮算定の数値と本算定の数値と、やはり結構な開きもありましたので、私どもも非常にわからなくて苦労しているという状態でございます。

○委員（井上勝博）全国知事会が、国保についての子どもがいる世帯については、減免をするよという意見書を出しているようなんです。一般の保険は子どもがいるがいないに関係なく、保険料があるわけですけれども、国保の場合は、たくさん子どもさんがいらっしゃればそれだけ高くなるという問題があって、それで出しているわけですが、自治体によってはもう先んじて、子どもさんがたくさんいる世帯については、少子化対策ということで減免なり軽減なりしているわけです。私もこのことについては一般質問で取り上げたわけですけれども、やっぱり少子化ということで、対策ということでは真剣に取り組んでいるわけです。この国保について言えば、そういったところでの少子化対策というふうになると思うんですけども、そういった検討というのは、全くしていないとか、するつもりはないとか、そういうことなのかどうかお尋ねしたいと思います。

○市民福祉部長（上大迫 修）確かに、知事会でありますとか特定の自治体においては子どもがいる世帯について減免している等ありますが、基本的に、本市において子育て政策として国保の世帯減免といった形の捉え方はしておりませんで、現在のところ検討する予定もございません。

これまで同様に、適正な給付に対して適正な保険料を負担いただくという保険制度の中でやっていくということでありますので、子育て政策とリンクさせての議論というのはしていく予定はないところでございます。

○委員（井上勝博）今後の国保がどうなるかということが非常に不透明であるわけですから、なかなか難しい問題かもしれませんが、しかし動向としてはそういう動向が出てきているわけです。ぜひとも御検討願いたいということで要望しておきます。

○副委員長（森満 晃）要望であります。

そのほか質疑はありませんか。

○委員（持原秀行）以前もこの委員会でお聞きしたんですが、国保税の課税賦課方式、以前、県がこういうふうになったら、都道府県ごとになったら3方式になるという説明をされましたよね。いつからなるんですか。

○保険年金課長（西田光寛）県の運営方針で、今、申されたとおり県下統一で、今、4方式であるところは、平成35年度までに3方式に変更しなさいということで、意思統一がされております。

それで、本市も、今、4方式でやっておりますので、平成35年までに3方式に移行しないといけないんですけども、この時期をいつにするかということでございます。

先ほどから保険料の見直しが毎年しないといけないということでございますけれども、来年の10月から消費税が増額になるということで、そこでやはり医療費のほうにもある程度の波及が生じるのではないかと考えております。できれば、波及が生じなければよろしいんですけども、そこで、すぐ4方式から3方式にして、皆様方に御負担を生じた上に、またそこでもう一段階、消費税の影響で御負担を2度生じさせるよりは、できましたら1回で変更のほうを済ませたらいんじゃないかということで検討しております。来年度の消費税の動向がわかったところで、3方式のほうに移行したいというようには考えております。

○委員（持原秀行）やっぱり、私、今度、納付書が来てびっくりしたんです。あれだけ自信を持って資産割は入れませんよと、3方式にしますよ、なりますよという説明をしながら今回も入っていた。これはほかの市民の方からも来ました。だってそういうのを説明をされたので、市民の方々に3方式になりますよという説明をこっちはしているわけですから、これはもう言うたとなるんです。ですから、平成35年までにという話もその当時なかったですよ、説明されませんでしたよね。

ですから、そういうふうになるということであれば、今までが、言えば何回もこれは別だと言われるけれども、固定資産税は固定資産税で賦課しながら、そして国保税は国保税の中で資産割も負

担をして、そういう賦課方式でもう何十年来とやってきたわけですね。鹿児島市なんか3方式でちゃんとやっていますよ。ですから、そういう県の大もとのところでいけば、そういうふうになるのではないかという大きな期待があるわけです、やっぱり市民としては。だから、そこんところも消費税云々ではなくて、きちっと私は、そういう3方式でやっているところをしっかりと研さんしていただいてやっていかないと、収入において所得において課税をするというのは、これは当たり前のことです。それが消費税が上がるから上がるとかそうじゃなくて、やっぱり資産を持っている人は相当上がりますよ、そうですね。そしてその人が相当収入があれば、限度額を上回るの、今の90万円ぐらいより、まだはるか、本当やれば百二、三十万払わないかん人もそこで切られているというこういう高額な人はまだいいですよ。ですけれども、そのぎりぎりであるところの人たちなんかは不公平感が物すごく感じているんですよ。そういう意味では、きちっと早い段階で3方式にさせていただきたいと思うんです。いかがですか。

**○市民福祉部長（上大迫 修）** 持原委員が言われている部分等もわかりますし、国保運営への基本方針の中に4方式を3方式にすると、問題といえますか、そういう不適切であるとかいろんな事象があったことになっていますので、本市において、どのタイミングで精査をスタートして、どのタイミングで切りかえるのかということについては、いろいろ先だって申しましたとおり、引き上げる消費税の転嫁、引き上げるタイミングと合わせたほうがいいのか、別にしたほうがいいのかということがありますので、そこについては直ちに今私どもとしても議論、整理をして方針が示せるようにしていきたいというふうに思います。

**○委員（持原秀行）** ぜひ来年から変えるような算定方法をしてください。もうそうでないと、これは市民と話をする中にやはり国保税は高いという意識があるんですよ。そういう意味の中で資産を持っている方は二重に払わにやいかんのや、こげんどっさいという考え方や不満が相当あります。そういう意味では、やはり私は所得とか、それできちっと公平負担する、課税するというのが当たり前だと思うんですけれども、その当たり前が通

らないというのが、そういう考え方に変わらないというのが僕は不思議でなりません。ですから、きちんとこれはその消費税云々のタイミングじゃとか、そういうのさえも言葉の後づけですよ、それは。これだけ以前から言ってきた問題ですので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

**○副委員長（森満 晃）** 要望であります。

確認ですが、その消費税のアップについて、当局として、それは確定ということじゃありませんね。今の現時点では。

〔発言する者あり〕

**○副委員長（森満 晃）** はい、わかりました。

そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副委員長（森満 晃）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副委員長（森満 晃）** 質疑はないと認めます。

以上で、保険年金課の審査を終わります。

△障害・社会福祉課の審査

**○副委員長（森満 晃）** 次は、障害・社会福祉課の審査に入ります。

△議案第93号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○副委員長（森満 晃）** 次に、審査を一時中止しておりました議案第93号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

**○障害・社会福祉課長（有西利朗）** 議案第93号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算歳出について説明をいたします。

予算に関する説明書の30ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費のうち社会福祉管理運営費につきましては、平成30年4月の人事異動に伴う職員の人件費の調整でございます。障害・社会福祉課に相談支援グループが新設されたことに伴う職員増に伴うものでございます。

続きまして、同じく2目身体障害者等福祉費のうち一般障害者自立支援事業費につきましては、

同じく平成30年4月の人事異動に伴います障害福祉グループから相談支援グループへの職員異動に伴う職員の減に伴うものでございます。及びサン・アビリティーズ川内の備品購入費、壁掛け時計と車椅子2台の分でございますが、そちらの補正になります。

続きまして、32ページをお開きください。

3款3項1目児童福祉総務費のうち、上から3番目の丸になりますけれども、女性・家庭児童相談費につきましては、平成29年度の児童虐待・DV対策総合支援事業国庫補助金交付額確定に伴います精算返納金でございます。

続きまして、歳入について説明をいたしますので、15ページをごらんください。

18款1項2目民生費寄附金のうち社会福祉費寄附金につきましては、市内在住の方で奄美出身の方が念願でございましたレコードデビューをされたことを契機として、薩摩川内市の皆様のおかげであるということで、その恩返しとして、過去に障害福祉施設で働いていた経験がございまして、本市の障害福祉の一助にということで寄附をいただいたものでございまして、先ほど歳出で説明しましたサン・アビリティーズ川内の備品購入費のほうに充当をさせていただいているものでございます。

**○副委員長（森満 晃）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** 先ほど説明がありました相談支援グループ、相談支援の窓口ですかね。（「はい。はい」と呼ぶ者あり）新創設という（「はい」と呼ぶ者あり）話だったんですが、今までなかったというのが何か不思議なだけども、その辺の説明をお願いいたします。

**○障害・社会福祉課長（有西利朗）** 相談支援につきましては、保護課のほうに生活支援グループというのがございました。4月1日をもって高齢者、障害者、それから子育て、DV等の相談窓口を一元化しようという形でそれぞれの課にいました嘱託員、職員のほうを相談支援グループのほうに集めて新たに相談支援グループとして障害・社会福祉課の中でスタートしたということによるものでございます。

**○副委員長（森満 晃）** そのほか質疑ありませんか。

んか。

**○委員（杉藺道朗）** 今の相談の関係ですけど、窓口はある意味一本化して、相談者からしてみればあっちこっちという部分が1カ所においてという形になると思うんですけども、評判というか、評価というか、そこあたり、担当課においても職務上いろんな意味でやりやすいというか、効率が上がったんだろうと思う。現状はどうでしょうか。そこをちょっとお示しいただければ。

**○障害・社会福祉課長（有西利朗）** 直接、市民の方から声はいただいているところですけども、市民相談窓口、総合相談のところ等でこれまででは来客、市民の方からどういう相談でしょうかというような中身を聞いて各課に御案内していたところでしたけれども、中には「どうしてあなたにそういうことまで話さないといけないの」とか立腹されたりすることがあったんですけども、今回、いろんな相談があるということであれば、とりあえず相談支援グループのほうにという案内になったので、その辺は楽になりましたよということも聞いております。

それから、課内の職員、嘱託員等のそれぞれの相談の連携がとりやすくなって専門的なそれぞれの担当がいますので、高齢者で障害を持ち、そして引きこもりの子どもさんもいらっしゃるとういった場合はもう全ての担当者がいるので、そこで情報共有をしたりとか連携がとりやすくなったので、速やかな対応ができていますので、またそれがひいては市民の相談業務に対してフィードバックしていくのかなというふうには今考えているところです。

**○委員（杉藺道朗）** 今答弁いただきました。私なんかもいろいろ確認をして相談のあるときに、あっちじゃろうかい、こっちじゃろうかいと、こちらに行けば、いや、それはもうあっちですねというふうに、こっちも紹介するほうとしても新たに人をもてなすというのもあったんですけども。今言われたように、非常に効率よくそういう相談体系ができるということですから、今後とも、鋭意、頑張っていただければと思います。

**○委員（井上勝博）** 以前、DVなのか、それとも高齢者の虐待なのかということで窓口が違って、それで実際はDVなんじゃないかということいろいろ議論して、やはりDVと虐待が対応

の仕方が違うものですから、そういったのも今回のこの総合窓口になったということで調整というか、どちらなんだろうかという判断が、例えば、前は高齢者の相談窓口に行くと高齢者虐待と、ところが保護課に行けばDVという扱いになっていたんですよね。それが、今回はそういうのが調整ができるようになったというふうに考えてよろしいんですか。

**○障害・社会福祉課長（有西利朗）** 同じ課内のグループ内で高齢者であったり、障害者、それから先ほど申しましたDVの関係とか同じ課内で処理をいたしますので、ただ統計上においては高齢者虐待、DVと分かれるかもしれませんが、対応については同じ中身で対応させていただいているところです。

**○副委員長（森満 晃）** そのほか質疑ありますか。質疑が尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副委員長（森満 晃）** 質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

**○副委員長（森満 晃）** 次に、所管事務調査を行います。

当局の説明を求めます。

**○障害・社会福祉課長（有西利朗）** それでは、市民福祉委員会資料の7ページをお開きください。

まず最初に、平成30年度の市の戦没者追悼式について、今回、お知らせをするものでございます。

戦没者追悼式の趣旨につきましては、さきの大戦等により命を落とされた本市の全ての戦没者へのしのび、戦争の惨禍を風化させることなく平和のとうとさを後世に伝えることを目的としております。

議員の皆様方には案内のほうはもう届いているかと思いますが、本年度は平成30年10月3日水曜日1時30分から受付を開始し、14時からの式典開始となります。おおむね15時30分を終了予定としております。

期日につきましては、平成27年度から小学生の参列をお願いしていることから、運動会が予定されている週の水曜日ということで固定をしてい

るところでございます。

場所は川内文化ホールの大ホールで、概要につきましては、式典が1時間程度で、黙祷、式辞、追悼の言葉、小学生代表による平和メッセージ、参列者全員に献花を行っていただくというような内容となっております。

その後に、慰霊演奏ということで、今年度れいめい中・高の吹奏楽部が30分程度慰霊演奏を行い、その時間帯に式典に参列した小学生につきましては、ホワイエ内に展示してございます本市の戦時資料等をもとに川内歴史資料館の職員の方と社会科学習を行うこととなっております。

また、当日、献花に使った菊の花などにつきましては、参列された市民の皆様にお持ち帰りいただいているところでございます。

中ほどの記載の表につきましては、平成27年度に決定しました本土地域小学校の参列計画でございます。

式典に要する予算につきましては、約66万円程度、慰霊演奏への謝金でございましたり、献花用の花代、それから小学生の参列に伴うバス借上げ料、それから祭壇設営の委託料という中身になっております。

次に、2番目の第10回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について説明をさせていただきます。

この分につきましては、平成27年4月1日を基準日として実施されておりましたが、本年の4月2日で終了いたしましたので、その実績について報告するものでございます。

今回請求された方は市内で1,565人、10年前に実施されました第9回のときが2,248人で行っていただきましたので、10年の間に請求権のある戦没者と生計を一緒にしていた三親等内の親族が683人減少したということになるかと思えます。請求漏れはないように制度の周知については国においては新聞の紙面等で理解し、それから市としては、前回請求者への請求手続の文書を繰り返し送付してきたところではございました。

次回につきましては、平成32年4月1日を基準日とする特別弔慰金が予定されておりますが、基準日前に改めて御案内することになると思えます。

**○副委員長（森満 晃）** ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般につい

て、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。

以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。

---

△高齢・介護福祉課の審査

○副委員長（森満 晃）次は、高齢・介護福祉課の審査に入ります。

---

△議案第88号 薩摩川内市立甌島敬老園等の指定管理者の指定について

○副委員長（森満 晃）まず、議案第88号薩摩川内市立甌島敬老園等の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）それでは、議案第88号薩摩川内市立甌島敬老園等の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

議案つづり、その1の88-1ページをお開きください。

まず、1の指定管理者に管理を行わせる施設は、薩摩川内市立甌島敬老園、特別養護老人ホーム甌島敬老園、老人デイサービスセンター甌島敬老園及び特別養護老人ホーム鹿島園で、2の指定する団体は社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会です。3の指定する期間は、現在、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間、同社会福祉協議会を指定管理者として指定をしておりますが、提案理由にも記載のとおり、特老鹿島園の地域密着型特別養護老人ホームへの変更に伴い、手続上、現指定管理は取り消しとなるため、今回の指定管理は残りの期間である平成30年10月1日から平成33年3月31日までとなります。

内容につきましては、議会資料で説明させていただきますので、市民福祉部提出の議会資料を御準備ください。

まずは1ページになります。

1の指定管理者に行わせる施設の概要等については記載のとおりで、2の指定管理者に行わせる主なものは各施設の管理及び運営であります。

2ページをごらんください。

3の指定管理候補者の概要及び3ページになりますが、4の同候補者が示した事業計画の概要については、記載のとおりです。

5ページの下段になりますが、5の非公募による選定理由としては、利用者に与える心理面の影響やこれまでの適正な管理と健全な運営状況等から非公募による候補者としております。

次に6ページをごらんください。

6の選定経過の概要ですが、選定委員会は本年6月12日に開催しました。申請団体数は1団体であり、市民福祉部長を委員長として内部委員3名、外部委員6名の計9名により、候補者のヒアリングを含め審査を行った結果、7ページにありますとおり、配点900点に対し630点で得点率70%でありました。

当該指定管理候補者は、これまでの施設の設置目的を十分理解し適切に管理運営していること。また、今回の選定委員会の審査結果も踏まえ、社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会を指定管理者の候補として選定したところであります。

○副委員長（森満 晃）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森満 晃）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森満 晃）御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第93号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○副委員長（森満 晃）次に、審査を一時中止しておりました議案第93号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齡・介護福祉課長（遠矢一星） それでは、議案第93号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算の高齡・介護福祉課分について説明申し上げます。

まずは歳出から説明させていただきますので、予算に関する説明書の31ページをお開きください。

3款2項1目老人福祉総務費の減額は、人事異動に伴う給与費等の調整になります。

次に同款同項3目介護保険対策費につきましては備考欄をごらんください。

まずは介護保険対策費の増額につきましては、先ほどと同様、人事異動に伴う給与費等の調整になります。

次の地域介護・福祉空間整備等事業費の増額275万9,000円は、デイサービスセンターひわきの郷が計画しておりましたスプリンクラー整備について国庫補助の内示があったため計上しております。

次に、59ページをお開きください。

11款4項1目現年公用・公共施設災害復旧費に係る高齡・介護福祉課分については備考欄に記載のとおり、普通旅費、委託料、工事請負費で合計2,407万1,000円を計上しておりますが、これは本年7月6日から大雨により鹿島生活支援ハウス敷地ののり面に吹きつけてあったモルタルに雨水が浸透し、表面にひび割れや剥離などの状態が見られ、施設への土砂崩れ等のおそれがあるため、復旧補強工事を行うものです。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、11ページをお開きください。

15款2項2目民生費補助金2節老人福祉費補助金は地域介護・福祉空間整備等交付金で、先ほど歳出で説明しましたひわきの郷のスプリンクラー整備に係る国庫補助金を歳出と同額計上しております。

○副委員長（森満 晃） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 念のためですが、ひわきの郷でスプリンクラーの設置ということで、交換ではなくて設置ということは今までなかったということで、これはいわば施設の基準というか、そういう点では今まで基準どおりじゃなかったという、

そういうことなんですか。

○高齡・介護福祉課長（遠矢一星） 実は、デイサービスセンターというのはスプリンクラーの設置は義務づけておられません。入所施設の場合は義務づけがあるんですが、デイサービスセンターの場合は義務づけられていないんですが、このひわきの郷に関しましては、介護保険事業の以外で私的契約の中でお泊めになるケースがある、宿泊をさせるケースがあるということで、この事業所のほうが計画をしまして県、国のほうに認められたような状況でございます。

○副委員長（森満 晃） そのほか質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森満 晃） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森満 晃） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○副委員長（森満 晃） 次に、所管事務調査を行います。

当局の説明を求めます。

○高齡・介護福祉課長（遠矢一星） それでは、高齡・介護福祉課の所管事務について説明させていただきます。市民福祉委員会資料の8ページをお開きください。

今年度の敬老金等の支給についてです。

まず、1の支給日は9月14日を予定しております。また、2の支給対象者のうち、(1)基準日は9月1日現在であり、(2)の対象者としては8月16日現在になりますが、100歳以上が112名で、88歳の方が702名になります。(5)の支給金等につきましては記載のとおりで、昨年と同額になります。

次に、3の配付者等についてですが、(1)の最高齢者につきましては、里町にお住いの江口マツヨ様107歳になりますが、この方は昨年度最高齢者になられているため最高齢者の祝い金20万円の本年度の支給はございません。

また、(2)(3)に記載のとおり、100歳以上の方と施設入所者については、市長を初めとす

る市のほうで、在宅の88歳の方については民生委員の方々に依頼し配付を行う予定です。

4の高齢化率等については、参考データとして本市の高齢化率や国、本市の平均寿命について記載しております。

また、9ページには100歳以上と88歳の方の地域別の支給対象者数を掲載してありますので、御参照いただければと思います。

○副委員長（森満 晃）ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）この市内最高齢者は20万円1回ということですが、もちろん100歳以上だから1万円はあるわけ。100歳以上の方は1万円、毎年毎年1万円と。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）御指摘のとおり、今回、この江口様については100歳以上の方と同額1万円の支給になります。

○委員（井上勝博）介護保険のほうなんですけれども、新聞報道で保険料を未払で差し押さえというのが1万数千件という報道があったんですよ。介護保険料でもやはり差し押さえがあるんだと思ったんですけれども、実態的にはそういうのがやはりあるんでしょうか。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）介護保険の場合は差し押さえということではなくて、その滞納の期間によって将来サービスを受ける場合のサービスの給付の制限がございます。その期間、年数等によって。例えば、通常1割の方が、一旦、10割払って後から9割返ってくるとか、3割負担をすとか、そういった給付の場合の制限が設けられておりますので、差し押さえということは今のところはございません。

○副委員長（森満 晃）そのほか質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森満 晃）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩します。再開はおおむね1時としま

す。

~~~~~  
午前11時58分休憩
~~~~~  
午後 0時58分開議  
~~~~~

○副委員長（森満 晃）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△保護課の審査

○副委員長（森満 晃）次は、保護課の審査に入ります。

△議案第93号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○副委員長（森満 晃）それでは、審査を一時中止しておりました議案第93号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。当局に補足説明を求めます。

○保護課長（松尾和俊）補正予算につきまして説明いたしますので、予算に関する説明書の33ページをお開きください。

3款4項1目生活保護総務費、事項生活保護管理運営費につきましては、1,765万4,000円の減額補正を行うものであります。補正の内訳につきましては、4月の人事異動に伴い、給料、職員手当等を減額、委託料につきましては、生活保護システム元号改正対応業務委託料を増額するものであります。

○副委員長（森満 晃）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。次に委員外議員から質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○副委員長（森満 晃）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○保護課長（松尾和俊）所管事務調査につつま

して、本年10月に施行されます生活保護法による保護の基準の一部改正について説明をいたします。市民福祉委員会資料の10ページをお開きください。

1の主な改正の概要、(1)生活扶助基準、①、②、③につきましては、一括で説明をいたします。

生活保護基準は、定期的に検証を行うこととされており、社会保障審議会生活保護基準部会において、5年に一度実施されます全国消費実態調査のデータを用いて、評価・検証することとされております。

これに基づき、平成26年に実施されました全国消費実態調査の一般低所得世帯の消費水準と現行の基準額との比較を行った結果、年齢・世帯人員・居住地域別で、それぞれの基準額、消費実態に乖離があったことから、見直しを行うこととなったものであります。

しかし、生活保護基準部会からは、世帯への影響に十分配慮し、検証結果を機械的に当てはめることのないようにとの指摘もあり、個々の世帯での生活扶助費、母子加算及び児童養育加算の合計の増減額を、現行基準から5%以内にとどめる緩和措置を講ずることとされております。

また、被保護世帯への周知や福祉事務所におけるシステム改修に要する期間を考慮して、平成30年度につきましては10月から実施することとした上で、激変緩和のために3年間かけて、段階的に実施することとされたものであります。

次に、(2)の加算等についてですが、6月の委員会でも少し触れさせていただきましたが、①の児童養育加算は、現行の対象は中学生までで、月額1万円、3歳未満1万5,000円であったものが、見直し後は対象が高校生までと拡大され、月額が一律1万円となります。

次の、②の母子加算は、子ども一人の場合、現行の月額1万9,620円が、平成32年10月には1万5,800円と、3,820円の減額となります。子ども2人の場合までは減額となりますが、3人目以降は増額に転じ、多子世帯に配慮された見直しとなっています。

次の、③の教育扶助・高等学校等就学費につきましては、委員会資料の12ページをお開きください。現行の考え方と、見直し案についての比較をしてみますと、基準額については高校を除き増

額され、学習支援費については月額換算で、小学校を除き増額、入学準備金は全て増額、高校入学考査料はこれまで公立高校の入学考査料を限度とし、1回限りの支給でありましたが、見直しでは私立高校の考査料も含まれ、さらに2校目までの支給が認められており、被保護世帯員の高校進学に希望を持たせる見直しとなっています。

13ページをお開きください。平成30年10月以降における生活扶助基準額のモデル世帯として、五つの世帯を抽出してあります。薩摩川内市は生活保護の級地区分6段階のうち、上から5番目の3級地の1であり、生活扶助の基準額は低い方に属しますが、今回の見直しでは減額となった児童養育加算、母子加算を除いても概ね増額となっているところであります。ただし、高齢単身世帯が減額となり、負担増が懸念されるところではあります。

10ページにお戻りください。2の生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響についての対応方針ですが、(1)の生活保護基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度につきましては、生活保護基準額が減額となる場合に、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限り、その影響が及ばないよう対応することを基本的考え方とするとされております。

②の生活保護と同様の給付を行っている制度としましては、中国残留邦人への給付等がありますが、生活保護の基準の例により給付を行うとされております。なお、現在本市において中国残留邦人への給付の事例はないところであります。

(2)の個人住民税の非課税限度額等につきましては、平成30年度は、影響はないとされ、平成31年度以降は税制改革において今後対応を検討されることとなります。また、非課税限度額を対象にしているものについては、平成31年度以降の税制改革を踏まえて対応することとされております。

11ページをお開きください。(3)の地方単独事業については、国の取り組みを説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断されるよう依頼を行う予定で、国としましても生活保護基準の見直しに伴います地方単独事業への影響に関する調査を検討しているところであります。

生活保護基準は、平成25年10月にも見直し

が行われたところでありますが、前回同様、関係各課にも通知をし、できる限り影響が及ばないよう配慮したいと考えております。

○副委員長（森満 晃）ただいま当局の説明がありました。これを含めて、所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）母子加算のところはだんだん減っていくということ、平成32年度に段階的措置ですけども、減るということ、それから、3歳未満が1.5万円、高校生までになるんだけど3歳未満は1.5から1万円になるということ、子育て世代が大変になるのかなと思っていたら、高齢者世帯がマイナスになって、子育て世代はどちらかという増額になるという試算になっているというのが、どうしてこうなるのかなというのがちょっとまだよくわからないんですけど、もう少し易しく説明していただけないでしょうか。

○保護課長（松尾和俊）これにつきましては、先ほど説明しましたように、消費の実態調査によって決められた金額ということでございます。

○委員（井上勝博）生活扶助全体が消費調査によって調整というか、下げられるから、高齢者世帯はこうなるということなんですか。加算については、幾らか加算があって、でも、加算も減っていくじゃないのかなと思うんですけど、その辺の計算は市でやられて行くんですか。なるんですよ。市でそういう計算をされて行くんですよ。

○保護課長（松尾和俊）この基準額自体は国から示されたもので、市で試算をしたものではありません。

○委員（井上勝博）疑問に思うのは、母子加算も減っていくと。児童養育加算では3歳未満等がなくなって、1.5万円から1万円になると。ただし高校生までは引き上げるという見直しなので、全体としては加算が減っていくというふうには見えるんですよ。しかし、実態としては、モデルケースをやると現行との差がふえたり、母子加算がふえたりする、なぜなのかということ、詳しくということで、説明願えないかということなんです。

○保護課長（松尾和俊）これにつきましては、全国は先ほど言いましたように、6級地の区分に分かれております。1級地の1、1級地の2、2級地の1、2級地の2、3級地の1、3級地の

2、薩摩川内市は下から2番目の3級地の1でございます。全国の消費実態調査の中で、表れているのは、1級地の1ぐらいのところ大きな大都市圏につきましては、減額の幅が結構あるみたいで。そのほか、低所得なほう、3級地の1あたりのほうは若干増額されるところも出てきているというふうなふうで試算が上がっていると。

○委員（井上勝博）そうすると、扶助費自体は3級地は、でも下がってはいるんでしょ、上がるんですか。

○保護課長（松尾和俊）高齢者の単身世帯、このモデル世帯でいきますと若干下がってきていますけど、そのほかの世帯については上がっているという例もありますので、一概にこれが上がって、これが下がってというのをちょっと御説明するのは私のほうでも難しいかと思っております。

○委員（井上勝博）口頭では難しいのでちょっとどういうふうな計算をすればこうなるのか、どう考えても加算も減っていくわけなんだから、ふえるということの意味が扶助費も下がるわけですよ。扶助費も基準が下がるでしょ。上がるわけですか、扶助費は。

○市民福祉部長（上大迫 修）資料13ページの上から2段目の母子世帯のところをいくと、生活扶助費や現行の数字でいうと12万3,040円のところ1年目の平成30年10月、また2年目の平成31年10月、3年目の平成32年10月からはごらんとおり現行よりも何千円という形でふえていますので、3の1級地である本市については、都会に比べるとやはり生活扶助の水準を上げるべきだという回答がここにあった上で右側のほうに保育料加算は1万円に均一化、また、母子加算については、1万9,600円から1万5,800円、3段階に減ったとしても、トータル的には生活扶助費が上がって、1万円が載って、加算が減ったとしても、現行水準からすればふえているということなので、先ほど課長が説明した内容になるということなんです。

○委員（井上勝博）今少しわかってきました。生活扶助費が年度ごとに上がっていると。モデル1と一番上と2番目も上がっています。3番目も若干上がっていると。それで、高齢単身世帯になると下がる、高齢単身世帯65歳以上も下がる、生活扶助額そのものが高齢世帯が下がるというの

は、そこがわからない。どうしてですか。

○市民福祉部長（上大迫 修）先ほど課長が説明したときに、平成26年の生活実態調査に鑑み、5年後との見直しの中で今回見直したところがございますので、3級地1のところの生活実態調査を現実に当てはめてみると、母子世帯においては、引き上げる方向に結果が出た、逆に単身高齢者世帯については、生活実態調査の額がある意味、小さかったの、下がる方向に結果が出たというふうになるべきだと思うんですよ。なので、この論点としては、生活実態調査におけるその生活感というか、生活扶助に必要な額がトータルして、高齢者の方が小さい現状を反映したという形になっているので、そこがなぜ小さいのかについては、当局において答えることは不可能かと思えます。

○委員（井上勝博）（1）と（3）については、できる限り影響を受けないように、関係各課に通知予定と。できる限り影響を受けないということは、それでも影響を受けるところもあるわけで、一番心配される場所の影響というのはどこが受けやすいということですか。

○保護課長（松尾和俊）影響を受けるということにつきましては、この基準が引き下げになった場合、その場合に生活保護から要否判定をした場合、否となった方々につきましては、その負担の増加を抑えるための施策をお願いしたいということになります。

○委員（井上勝博）一般質問でも取り上げましたが、猛暑がこれからも続くだろうと、来年もまた猛暑になる可能性もあるわけで、その際に、3月以降か4月以降に受けた方はクーラーの補助が出るけども、それ以前の方は、社協からお金を借りてくださいというふうに言われているんですが、実際私が聞いたケースでは、一人暮らしの女性が具合が悪いので病院に行ったら、即入院だったと。家に帰りたいと言ったんだけど、あんた死ぬ気なのと言われたと。病院から保護課に掛け合って、何とかしてくださいという話があって、それで、社協の借入れをして、設置したというケースがあるようなんです。それで、そういう3月以前の方々については、社協で借りなさいよということになるんだろうと思うんですけども、ただ、どのぐらい高齢者で、高齢者とも限らないですけども、生活保護を受ける方は、高齢者に限

らずですよ、たしか。高齢者世帯でしたっけ、ごめんなさい。ちょっと確認ですが、お願いします。

○保護課長（松尾和俊）そのクーラーを設置する世帯につきましては、高齢者を含め身体障害者、乳幼児、寝たきり、そういう特殊な事情のある方ということがまず前提になっているところであります。

○委員（井上勝博）わかりました。その3月以前にほぼ受けられた方々がどのくらいそういう該当する人がいるかというそういう調べはしていないんですか。

○保護課長（松尾和俊）その世帯別の調査というのはしておりませんが、全体で言いますと、約120世帯が未設置ということでございます。これは、その他の世帯も含めた数字でございます。これはその他の世帯も含めた数字でございます。

○委員（井上勝博）この120世帯については、こういう制度活用できますよということは周知しているんでしょうか。

○保護課長（松尾和俊）今年度のクーラーの設置の要綱が着く前から社会福祉協議会の貸付金を利用して、つけることは可能という話はこれまでもしているところであります。

○市民福祉部長（上大迫 修）井上委員の御発言の中に少し制度の解釈の齟齬が生じているのではないかなと思うんですけど、議場でお答えさせていただいたとおり、国がクーラーの経費のほうを見ていいよというような対象者については、21世帯市は該当者があったのですが、その方々は既に生活保護を受ける段階からクーラーは設置されているところにおられます。よって、120世帯と私のほうがお答えしたのは、この制度では、対象とできない生活保護世帯が120世帯あるということなので、その120世帯の方々は、これまでの方々と同様、制度が生まれる前と同様、社協の資金を借りて、速やかに対応されると、そういうふうな形を促していますよということでございますので、制度のほう、少し御理解されていないところがあったのかなと思いましたが。

○委員（井上勝博）要するに新しく4月から保護を受けられた方は、みんなクーラーを持っていたということですね。違うの。

○市民福祉部長（上大迫 修）平成30年6月27日に厚生労働省から通知があつて、5万円以内の支給設置費用の実費が支給できるようになりました。これは一定の要件の生活保護世帯です。その一定の要件の生活保護世帯に該当する方は、本市には21世帯あったんですけども、6月以前に生活保護の受給が開始されていた方で、もう既にクーラーがありますから、この制度は使わなくてももう既に持っておられる方でしたということです。今、議員の質問の中にあつたように、この要件に該当しない生活保護を受けておられる世帯が120世帯ありますということだけなので。

○委員（井上勝博）120世帯がないということをはっきりしておるわけですね。社協でお金を借りてくださいと、できないこともないかもしれませんが、ただ実際は、熱中症というのは本人が自覚しないでいて、倒れて、それで初めてこれは熱中症だったんだと、後でわかるというのが多いように思うんですよ。そういうふう聞いたんですよ。後で病院に行ったら熱中症ですよというふうに言われたと。だから、暑さだったのか何なのかがよくわからないままいるわけですよ。そうすると、120世帯の方々はそのような危険にさらされていて、本人たちは自覚していない場合があると思うんです。だから、そういう点では、やっぱり社協から借りてくださいではなくて、やはり市としても今後の問題として、犠牲者が出ないように、一般会計からも出すとかという、実際やっている自治体も出てきているわけですので、ぜひともそれは検討いただきたいということは要望しておきます。

○委員（杉藺道朗）入学準備金の関係でちょっとお聞きしたいんですけど、見直し案の中で、当然上限が小中高校変わってくるわけで、これはこれでありがたいことかなというふうに思うんですが、この福祉事務所が必要と認めた場合、入学準備金の対象品目の複数回支給を認めるというふうになりますよね。上限額は決まっておるわけですから、その中において例えば靴とか、ワイシャツ、こういった備品関係の回数を1回じゃなくて2回支給というふうに理解すればいいのかな。ちょっとここなんかわかりづらかったもんだから、その意味合いちょっと説明していただけないか。

○保護課長（松尾和俊）例えば小学生などにな

りますと、入学時から小学校4年ぐらいになりますと、体が大きくなったりします。そのときなどの買いかえ費用なども含めたものであります。

○委員（杉藺道朗）あくまでも実費上限額内においてということでは理解すればいいわけですね。当然最初の入学後の段階で、例えば小学校に上がるときに、そこそこ3、4万円がかかる、だけど途中で体格が大きくなって合わなくなった時点において、上限額の枠内でそこから購入する形になるということ、そういうことですね。

○保護課長（松尾和俊）それでよろしいかと思えます。

○副委員長（森満 晃）ほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森満 晃）質疑は尽きたと認めます。

次に委員外委員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。以上で、保護課の審査を終わります。

△子育て支援課の審査

○副委員長（森満 晃）次は、子育て支援課の審査に入ります。

△議案第89号 薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○副委員長（森満 晃）まず、議案第89号薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一）それでは、お手元の議案つづり、その1、89-1ページをお開きください。

議案第89号薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

提案理由につきましては、本会議で部長が御説明したとおりでございます。

まず、家庭的保育事業等について御説明いたしますと、平成27年に子ども子育て新制度が施行

されたことによりまして、発足しております。

国制度では、保育利用定員5人以下の家庭的保育事業所、保育利用定員6人から19人までの小規模保育事業所、なお、この小規模保育事業所につきましては、A型からC型までございまして、A型は保育士の割合が100%、B型は50%以上、C型は家庭的保育事業者に近い形態となっております。

それに、居宅訪問型保育事業それと事業所内保育事業がございます。本市の場合、A型及びB型の小規模保育事業所が6箇所、事業所内保育事業所が2箇所ございます。

今回、国の基準の一部が改正されたことによりまして、本市条例との整合性を図る必要があることから改正をしようとするものでございます。

改正内容につきましては3点ございます。

一つ目、代替保育に係る連携施設の確保義務があるのですが、小規模保育事業所等々はゼロ歳から2歳児の保育事業所でございます。3歳以上になりますと、保育園ですとか、認定こども園等々に移らなきゃいけないということで、その連携が必要ということで、その確保義務があるんですけど、従来の連携施設は、保育所・幼稚園または認定こども園でございました。

今回、一定の条件を満たせば、小規模保育事業所のA型とB型、それに事業所内保育事業所も連携施設になれる旨改正するものでございます。

二つ目、家庭的保育者の居宅で保育が行われている自園調理に関する規定の適用期間を5年ということだったんですけど、これを10年間に国のほうが延長するものでございます。

三つ目、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業者に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大を行うものでございます。具体的には、保育所・幼稚園・認定こども園等から調理業務を行う事業所にも拡大を行うものでございます。

具体的には、保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を行う事業所にも拡大するものでございます。

先ほど申し上げましたが、本市では、家庭的保育事業者は現在ございませんので、今後参入された事業者から適用ということになります。

○副委員長（森満 晃） ただいま当局の説明が

ありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） ちょっと勉強不足なものですから。家庭的保育事業というのは現在薩摩川内にはないと。しかしこれから参入する可能性もあると。設備という点では、設備はなくても語感からいって、家庭でできるという、そういうことなんでしょうか。

○子育て支援課長（知識伸一） 平成27年にそういう新しい子ども・子育て制度というのが始まりましてんですけど、その中に家庭の一部を使って、基準があるんですけど、それに合致すれば家庭内でもできるというのが、大都会ですとか、例えばマンションの一室ですとか、そういう形でする場合が多いんじゃないかなろうかと思えます。本市の場合、今のところ該当はございません。

○委員（井上勝博） それは例えば、かなり規模が小さい、子どもの人数が何人以下とか、そして保育士が何人とか、保育士の資格がなくてもいいとか、その辺の基準はどうなっていますか。

○子育て支援課長（知識伸一） 先ほど申し上げたんですけど、利用定員が5人以下の小さなところになります。保育士のところは、具体的にはちょっとここ持ってきていないんですけど、先ほど小規模はA型は100%です。B型は50%以上、C型は保育士がいなきゃいけないんですけど、家庭的に近いということで、保育士に近い保育支援員というのがあるんですけど、そちらのほうでも試験を、県の研修等々あるんですけど、そちらのほうも受けられて、可能になる場合もございます。

○委員（井上勝博） やっぱり事故等が心配されるわけですが、全国的には、この家庭的保育でのトラブルや事故というのはどういう状況なんでしょうか。

○子育て支援課長（知識伸一） 直接うちのほうに事故がどうこうという報告はないんですけど、聞いたところではないと思えます。やはり国がする制度でございますので、十分安全だということで、いろんな有識者会議でこういう事業も始めるということで始まっておりますので、そこは基準がやはりありますので、大丈夫じゃなろうかとは思っております。

○副委員長（森満 晃） そのほか質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森満 晃）質疑は尽きたと認めます。

次に委員外委員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森満 晃）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森満 晃）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森満 晃）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第93号 平成30年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○副委員長（森満 晃）次に、審査を一時中止しておりました議案第93号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一）それでは、議案第93号一般会計補正予算子育て支援課分について、まず歳出から御説明を申し上げます。

予算書・予算に関する説明書32ページをお開きください。

3款3項1目児童福祉総務費、子育て支援課分は、3,240万8,000円の増額補正で、内容は備考欄をごらんください。

事項児童福祉管理運営費は、4月の人事異動に伴います職員給等の調整に伴う減額と、国庫支出金等精算返納金につきましては、平成29年度子ども子育て支援交付金事業、これにつきましては、延長保育事業ですとか、一時預かり事業等の13事業の事業の確定に伴います精算返納金でございます。

事項児童福祉施設整備費は、3,082万7,000円の増額補正で、待機児童の解消を図るために保育所部分を増員しながら、保育所の認定こども園化を図るものでございます。

御陵下町の学校法人新田学園が運営いたします

みくにキッズ保育園の増床を行うもので、完成後は、1号認定部分、幼稚園の部分でございます15名、それと3号認定部分、これは、ゼロ歳児から2歳児までの保育が必要なお子様の分でございます。この定員10名の増員を行う予定でございます。

増員後は、1号認定15名、2号・3号の認定90名の合計105名の認定こども園としてスタートする予定でございます。

次は、3目児童館費は、2,600万円の増額補正で、新設する2カ所の児童クラブ備品購入に対する補助金、これにつきましては、国県補助の対象でございます。2カ所であるんですけど、同じところですので、次の施設整備に対する補助金1カ所あたり1,200万円の市単独事業補助金でございます。

新しくつくる児童クラブは、1箇所目、入来地域の副田小学校内に、第2入来ひまわり児童クラブ——これ仮の名前なんですけど——副田に1カ所、それから2箇所目、川内地域の川内小学校内に、川内小の児童クラブが開設する予定でございます。

ことしの4月1日現在で、29児童クラブあるんですけど、来年度は、開設を準備しているところが2カ所ございまして、東郷の第2児童クラブ、それに第2みくにキッズ児童クラブを加えまして、33カ所の児童クラブにふえる予定です。

あけていただきまして34ページ、4款1項1目保健衛生総務費子育て支援課分は、48万6,000円の増額補正で、内容は説明欄をごらんください。

事項子ども医療費助成費は、10月からスタートいたします乳幼児医療費の市民税非課税世帯の医療費現物給付化に伴います資格者証等のカスタマイズに伴うものでございます。

以上、歳出でございます。引き続き歳入につきましては、戻っていただきまして、11ページをお開きください。

子育て支援課分は、15款2項2目民生費補助金、3節児童福祉費補助金の保育所整備交付金及び認定こども園施設整備交付金は、増設する認定こども園整備に関するもの、子ども・子育て支援交付金は、放課後児童クラブ環境改善事業補助金によるものでございます。

13ページをお開きください。

16款2項2目民生費補助金、3節児童福祉費補助金につきましても、地域子ども・子育て支援交付金は、放課後児童クラブ環境改善事業補助金によるものでございます。

○副委員長（森満 晃） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森満 晃） 次に委員外委員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森満 晃） 質疑はないと認めます。

以上で、議案第93号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑は全て終了いたしましたので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森満 晃） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森満 晃） 御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○副委員長（森満 晃） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一） それでは、市民福祉委員会資料について御説明いたしますので、14ページをお開きください。

乳幼児医療給付事業についてでございます。

小学校就学前の児童のいる世帯の児童について、保護者の経済的な理由で受診を控えることによる症状の重篤化を防ぐことを目的といたしまして、市町村民税非課税世帯を対象に、県内の医療機関等の窓口負担金を無料化する乳幼児医療給付事業を10月から実施することとなっております。

1番目、対象者といたしましては、市町村民税非課税世帯に属する小学校就学前の児童。

二つ目、子ども医療費助成、ひとり親家庭等医

療費助成、重度心身障害者医療費助成のいずれかの受給資格者の対象でありまして、三つ目、乳幼児医療給付事業の利用を希望する方となっております。

2、事業の内容は、対象者が県内の医療機関等で受診した医療費等につきまして、窓口での自己負担金が無料となります。

二つ目、乳幼児医療給付事業以外の公的負担制度が適用される場合には、他の公費負担制度が優先されます。ただし、先に適用した公費負担制度に受給者負担金がある場合は、当該受給者負担金について乳幼児医療の対象となります。

3番目、本事業の受給資格者証の提示がない場合や、県外で受診した場合などは、これまでどおり、子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、重度心身障害者医療費助成のいずれかの有資格による医療費助成の償還払い、後から返ってくるという形になります。

事業の開始は、10月1日診療分からでございます。

受給資格の期間は、8月1日から翌年7月31日までということで、ことしにつきましては、10月1日から翌年7月31日まででございます。ただし、発行年度に満6歳になる児童は、満6歳を迎えた直後の小学校に入る前の3月31日までということになります。

次のページをお開きください。

制度フローにつきましては、図にお示ししたとおりでございます。

最後に、市町村民税非課税世帯の小学校就学前の児童のうち、乳幼児医療給付の対象となる件数につきましては、子ども医療費助成が230人を見越しております。ひとり親家庭等医療費助成が140人程度、重度心身障害者医療費助成は今のところ該当はなかったということで、合計で370人程度ということになっております。

引き続き、市有地を活用した認定こども園の設置・運営法人の募集についてを説明しますので、16ページをお開きください。

市有地を活用した認定こども園の設置・運営法人の募集につきまして、本市では、増加する多様な地域の保育ニーズに対応するため、認可保育所や認定こども園の整備、地域型保育事業所の実施などによりまして、入所枠の拡充を図っておるん

ですけど、毎年待機児童が発生している状況でございます。特に市街地部分に待機児童が多数発生しております。

また、来年10月からは、いよいよ実施予定の幼児教育・保育の無償化、これは3歳児から5歳児は全員なんですけど、予定されておまして、今後1号認定、幼稚園部分と2号・3号の保育園部分の保育ニーズが一層高まることが考えられます。

このため、これを解決いたしますために、市街地部分におきまして、本市が指定する市有地を認定こども園等の用途で借り受けていただきまして、認定こども園を設置し、運営する法人を今回募集するものでございます。

1番目です。募集する園児の規模は100人規模を想定しております。

応募資格といたしましては、本市の認可保育所、または認定こども園を運営していらっしゃる社会福祉法人または学校法人の今ある法人に限るということで検討しております。

3番目、貸付の予定地は、薩摩川内市中郷3丁目327番1で、次のページを見ていただければいいんですけど、育英小学校近くの市有地になります。面積が1,658.96平方メートルでございます。

今後のスケジュールといたしまして、今月の中旬から公募をかけまして、1カ月ぐらい公募をしまして、たくさん応募がある場合は、11月上旬から選定審査会を開催です。

11月下旬に審査結果を公表いたしまして、12月に、候補地の使用の契約をいたしまして、なんせこの認定こども園をつくりますと相当大きなお金がかかります。園自体ではできませんので、国の補助金と市の補助金を利用した制度、先ほどみにキッズ保育園のあれであったんですけど、ああいう制度を利用して、国の整備交付金というのを利用してつくる予定でございます。そのほうが、国のほうが決定をいただければ、すぐさま施設整備の開始をしまして、平成32年の3月中に新しい100人規模の認定こども園ができればなということで考えて今事務を進めておるところでございます。

次のページ、待機児童はもう皆様方に毎回御報告しているんですけど、毎年25年から、上の方

が申込者の総数でございます。下のほうが厚生労働省の基準の待機児童でございます。年末現在にはやはり200名ぐらい、ことしの3月でも出ておりますので、これを解消できないかということで、今回100人の公募をしたいということで、考えております。

○副委員長（森満 晃） ただいま当局の説明がありました。これを含めて、所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） この貸付の土地は地価ってどうか、周りの土地と同じような貸し付けになるのかということ、それからもう一つは、これとは別個なんですけど、以前も話したことがあります。保育園の3歳児以上について主食の御飯を3歳児になると、御飯が国から出ないもんだから、米を持っていったり、弁当を持っていったりということになっている現状は変わらないと思うんですけども、これは何か、大昔の国の配給制度との関係でこういうことになっているということで、もう時代遅れのことらしいんですね。この3歳児になったら子どもはお米を持たせなきゃいけないとか、そういったことについて、何とか給食にできないのかと、お米も出せないのかという声はあるんじゃないかと思うんですけども、その2点教えてください。

○子育て支援課長（知識伸一） まず、今度の認定こども園の用地の地価はどうなっているかということで、市の行政財産使用の条例を使うんですけど、評価をいたしまして、その100分の5をいただくという形の従来の方法でございます。

それと二つ目、その主食を給食にできないかということなんですけど、国の運営費というのがうちに参りまして、それから各園さんに配布しております。おっしゃるとおりゼロ歳児から2歳児までには全部入っています。お米というか、まあ、ゼロ歳はミルクなんでしょうけど、3歳以上は副食、おかずについてのみ基準でございます。

残念ながら、その国の基準というのでうちもしているもんですから、今のところはそのゼロ歳から2歳は完全給食で、3歳からというのは今のところ従来のとおりの副食で御飯を持ってきてもらうということで考えております。

○委員（井上勝博） これは、一方では、保育園自身が何とかお金をくださいよというところもあ

るみたいなんです、一方では、御飯を炊かなきゃいけないというようなことで、嫌がっているという話も聞いたことがあるんですけども、その辺の要求というのはどうなのでしょう。

○子育て支援課長（知識伸一） その3歳児以上の完全給食についてなんですけど、うちのほうには御意見としてはそんなに上がってきておりません。

今、委員がおっしゃった面倒だから炊くのが嫌とか、そういう御意見も保育園のほうからはございません。

今、私どものその子育てにはお金が非常にかかります。できる範囲で我々はその制度をつくっております。国の基準がそういう形でありますので、それに上乘せして市の単独でというのは、残念ながら今のところはちょっと考えていないというところでございます。

○委員（井上勝博） もし、仮に3歳児以上でも、市がお金を補助金を出すというか、そういうことになれば、どのぐらいの金額になるかは、大体わかりませんか。

○子育て支援課長（知識伸一） 何年か前の私も議事録を見ちゃって、六、七年前にそういう御質問をされた委員の方がいらっしゃったんですけど、試算は行ったことはございません、今のところは…。(笑声)

〔「調べてないんですね」と呼ぶ者あり〕

○子育て支援課長（知識伸一） 国の基準に従って運営費は支給をしております。

○委員（新原春二） 乳幼児の医療費の給付事業については、非常にいい制度を考えてやってみて、施行していただくんですけども、やっぱり保護者の皆さんの意見を聞けば、「面倒なことをするな」というのが結局は御意見なんです。そうした場合には、我々はこうした無料化をしたということが非常に大変な事業なんですよというので、話は納得してもらっているんです。

将来的に、これをもう全て高校生まで無料化をして、それで給付事業を、仮定の話でやっていくとすれば、これはいろんなメリット・デメリットがあると思うんですけども、私は直接考えるに、給付事業をした場合に、無条件で何でもかんでもこう治療に行くということが想定はされるんですね。

それを防ぐために、償還払いに回してあると思うんですけども、実態として全国どういう状況なのか。これを償還払い、こういう制度を持っているところは償還払いにほとんどなるのか。それとももう給付事業にして、直接もう医療機関で金を支払わずに診療をして、医療機関に市から直接払うようにしてもらおうという簡素なことができているところがあるのかどうか。

実際に言えば、本当に利用される方々が非常に制度を理解をしてされることについては、することができると思うんですけども。そうした場合に、手間が相当防げるわけですね。役所から振り込まないかんわけですから。そこら辺のメリット・デメリットがあるんですけど、そこ辺の将来的な構想といいますか、もう今まで長いし、しょうがないという声になっているのか、将来的には給付事業に持っていきたいなとふうなのか、その辺はどうですか。

○子育て支援課長（知識伸一） 県のまず制度をちょっと御説明いたしますと、医療費助成があるのは、乳幼児医療と言いまして、小学校の未就学児だけでございます。まずはこれが基本になっております。これに、各市町村が例えば小学校まで無料にしましょうというところがございます。それから中学校まで、うちは高校まで後払いになりますけど無料にしております。

我々も、せめてその未就学児までは何とかならんかと思ったんですけど、もしうちがした場合は、今、三千七、八百万円の県の補助金をいただいているんですけど、拡大をするのであれば補助金をもう出しませんということで、県のほうから言われておりまして、今のところは、やはりその有利な制度はやっぱり入れないかんもんですから、国の制度に。県内はどっこも同じ制度に今んところはなるみたいです。あとはちょっとわかりません。いろんなお金があるところはやっぱりしようというところが、出てくるかもしれせんけど。

これ他市の例ということで県から説明があったんですけど、やはり、そのただになったとき、医療費がどんな感じで動いているかとなりますと、大体1.5倍ぐらいは最低ふえると。極端な例を申し上げますと、朝かかりつけの病院に行くと熱が下がらない。夕方に大きな市民病院とかそういうところに、そういう場合も想定されると。

そういうことで、適正な受診をしていただければもう一番有効な医療費のあれになるんですけど、将来的には19市の市長会とかそういうのでも議題が上がってきます。乳幼児につきましては、せめて小学校、中学校までは県のほうでしてくださいとか、そういうのには毎年賛同しております、お願いをしておるんですけど、今のところは、やっと市民税が非課税のところだけが窓口が要らなくなったというところで、今後またお願いしながら、少しでも使いやすい、しかも使う人もよく考えて、有効な使い方をしていただければ、一番いい制度になるんじゃないかと考えております。

○委員（井上勝博）先ほどの3歳児以上の保育児に、その主食を出すためのお金を試算してほしいんです。やはりどれだけ3歳児以上がいらっしゃるのかというのがわかれば、一人御飯の補助金というのは幾らかというのは決まっているから簡単にできると思います。それはぜひ教えてください。

それから、今の子どもの医療費のやつは、もう九州はもう全部窓口で現物負担してますよ。沖縄と鹿児島だけがしてないということを聞いてまして、そんなことを今さら言ってんだっていうふうに思いまして、感想と。

○子育て支援課長（知識伸一）今までですね、国民健康保険がございます。医療費を無料にした場合は、ペナルティーというのが発生しております。今までは未就学児につきましても、先ほど言いましたように受診がふえるであろうということで、幾つかの計数をして国保の入ってくるお金が減っております。それは、あんまりだということで国のほうは小学校の未就学児ではなくしました。ペナルティーないんですけど、小学校、中学校はいまだにまだあります。

ですから、そこあたりはやっぱり一番いい形にしていけないかと思っておりますから、今のところ私どもはその窓口を少しでも無料にできましたので、これを今後、一番いい形で無料がもっとできる、広範囲になるような形では県とも——またお願いをせないかんとということで考えてはおります。

○副委員長（森満 晃）そのほか質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森満 晃）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありますか。

○議員（松澤 力）1点だけさせていただきます。

この認定こども園の募集ということで、取り組みをしていただくなり、私も本会議でも質問させていただいたんで、非常に待機児童解消に向けてありがたい一報だなと思っています。

先ほど御説明でもありましたけど、年末には待機児童が200名ぐらいになったりとか、今後、保育ニーズも一層高まるということで資料にもあるんですけども、今回の子ども園をつくれると、かなり改善は進むとは思いますが、今後、完全にはまだ難しい部分もあると思うんですけど、今後の取り組みの方向というか、という部分があれば教えていただけたらと思います。

○子育て支援課長（知識伸一）今回、市有地を活用しまして、その保育園を公募するんですけど、今までも既存の保育園等々で、例えば、改修しながら、増員しながらというので相当つくったりですとか、あるいは天辰にあるんですけど、全然新しいところに保育園をつくったりとかいう形で、それもあわせて行いながら、もう一つ保育園ができた時期っていうのが大体昭和50年代ですとか、おおむね40年近くになってきております。

そこがもし子どもさんいらっしゃるわけですから、そこも更新をしてあげながら、なおかつ、その定員もふえたら一番いいなということで、今、樋脇の認定こども園さん、それから入来認定こども園さん、東郷の認定こども園さん、いずれも昔は保育園だったんですけど、それを新しい形の定員もふえた形でリニューアルして、今、待機児童対策を行っておりますので、今後も可能な限り、何せ国のお金が2分の1は出るんですけど、あくまでも基準額の2分の1でございます。

本当の建物をつくれれば基準に入っていない、いろんなお金もありますので、つくられる方はやっぱり30年、40年の償却を考えながらつくらないかん建物でございますので、そこあたりはもし手が上がったとき、可能であれば更新したいというふうには考えておるところでございます。

○議員（落口久光）同じ質問なんですけど、まず、計画立てていただいてありがとうございます。

それで、保育士の充当に対して、対策とかめどが立っているのかというのがあれば。

○子育て支援課長（知識伸一） 保育士が確かにおっしゃいますようにちょっと減ってきております。うちのほうも定員に対しまして、保育園は119%まで見れるんですけど、その率が毎年やっぱり減っております。どこの保育園も100%を超えておる状況でございます。

ですから、今、国の制度等が大分手厚くなりまして、処遇改善加算と申しまして、その保育士さんに対する手当と申しますか、お給料を上げる分とか、いろいろその県においてはその保育士の、昔やっていた保育士さんなんかに登録をしませんかというということで、県のほうにバンクがあるんですけど、そこに登録をしていただいて、また私も子育てが終わったから働いてみようかなということで、最初はその短時間勤務、パートから始められるとか、そういう形で考えてはおるんですけど、なかなか保育士さんに対しまして、企画政策課のほうですけど家賃の補助ですとか、そういうのも一緒に考えたんですけど、じゃ、企画政策課のほうで一つでまとめましょうということで、奨学金の関係ですとか、それから商工政策課のほうでU・I・Jターン等々、いろいろ制度は考えているんですけど、なかなかそのまどうまくつながないんですけども。

今後も、やはり保育士対策は非常に大事なことだと思いますので、また、この前も園の説明会をしたんですけど、園長先生なんか保育士さんということで、お互いに協力をしながら、保育士が確保できるようなことで考えていきたいとは考えております。

○議員（帯田裕達） 2点お伺いします。

まず、1点目です。先ほど運営法人の募集について、ここに地図もあるんですが、住宅街ですよ、建設が始まると建設に対しての騒音とか、例えば保育園ができた、学校ができたという、もううるさいとか、防御板を張れとか、いろんな課題も出てくるわけですよ。

1点目は、この場所だったらかなり住宅街で、育英は今からも子どもさんもふえているだろうと思いますが、その地域の了解というか、せめてコミュニティの役員の方々とこの保育園をつくるというような計画はもう話はされているのか、そ

の辺はどうでしょうか。

○子育て支援課長（知識伸一） 今、中郷は非常に市街になっているんですけど、コミュニティのほうに相談をしたかということでございますが、先週、コミュニティの会長さんのほうに、まだ計画段階ですけど、こういう形でどうしても必要だということでお話はいたしました。

○議員（帯田裕達） ただ、こういう計画があるという話ですね。

○子育て支援課長（知識伸一） お話をしまして、わかりましたというお言葉をいただいております。

○議員（帯田裕達） 2点目は、直近の現在、一番近いところでいいですから、その待機児童数は今幾らなのかというのと、先ほど落口議員からも出たんですけど、その保育士不足がもうかなりの、どこの認定こども園も保育園も幼稚園もそうですが、かなり保育士が足りない。

新しく4月に純心女子大学にしても、神村学園とかに募集をかけても面接にもうほとんど一人も来ないというような状況で、大変困っていると。例えばさっき言われたように保育園の増設とか、増設しても保育士がいなくてできないわけですので、その辺の兼ね合いで、さっき課長は県に登録というのがあると言いましたけど、なかなか県に登録したら条件のいいところとか、やはりそのやっぱり全然この薩摩川内の人が登録しても、薩摩川内で働いてもらわないと、また意味がないところありますから、先ほど企画政策課のほうで住宅の手当てとか、いろいろあるというのを知っていますけど。

だからやっぱりその市で、薩摩川内の保育士さんいらっしゃいますから、その人たちをなるべくバンクみたいに登録してもらって、先ほど課長が言われた最初はパートからとか、そういうことも始めていかないと、新しい人たちは保育士の免許を取っても、純心女子大学とかを出ても地元に残らずに、保育士にならない人のほうが多いというふうなことも聞きますので、何かやっぱり人ごとじゃなくて、施設をつくるばかりで、両方ないといけないわけですので、そういう受けられる施設があって、保育士が足りて初めてそういうことができるわけですので、もうちょっとそこ辺は突っ込んで何か保育園の保育連会とかありますよね。だから、そういう人たちとやっぱり直近の課

題ということで、常時話し合いをして、解決の方法を見つけていただきたいと思います、どうでしょうか。

○子育て支援課長（知識伸一） まず、1点目の待機児童は今何人ぐらいいるかということでございますけど、これは、申込者に対します待機児童でございます。今、8月現在で108名いらっしゃいます。これにつきましては、特定の園を申し込まれている方も入っておりますので、丸々ということではございません。

それと、今おっしゃいましたその待機児童は、実際、具体的に市は考えているかということでございますが、我々もその可能な限り考えてはおります。先ほど言いました家賃補助等々はうちで独自で保育士さんにしようとしたんですけど、同じ制度であれば働く人はみんな一緒だということの一つになっていて、いろいろ毎年考えてはおります。いけんかせんと、せっかく施設があるのに、キャパがあるのに人がいないということで、そこも十分に大事なことだと思います。

今、子育てには毎年、純心女子大学からインターンシップというので研修に、去年は三人ぐらい、ことしが二人ぐらいお見えになったんですけど、そこで話をしたりとか、大学のその教授ですとか、そういう方々とお話はさせていただいて、いろんな制度等々についてはそのくる子たちだけなんですけど、聞いたりとか、こんな制度もあるんだよということで説明はしているんですけど、なかなか難しいところです。

今おっしゃいますように、具体的に何かでけんかということで、今後は検討していかないかということのはもう十分考えておりますので、今ここで何をするというのはちょっとまだあれなもんですから、保育士の解消になるような形で、また検討したいとは考えております。

○副委員長（森満 晃） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。

△委員会報告書の取り扱い

○副委員長（森満 晃） 以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告の取りまとめにつきましては、正副委員長の御一任いただくことで御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森満 晃） 御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

△閉 会

○副委員長（森満 晃） 以上で、市民福祉委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会市民福祉委員会
副委員長 森 満 晃